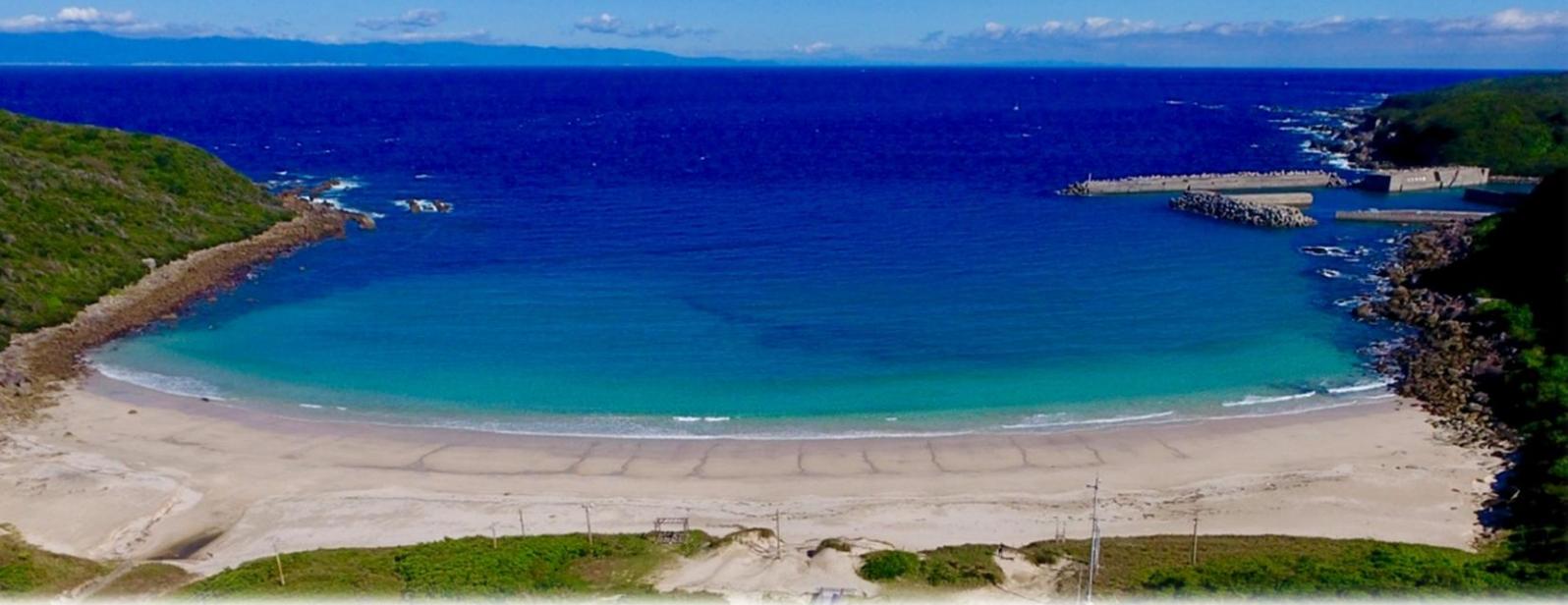


西之表市環境基本計画

～ 豊かな環境(島の宝)をはぐくみ、つなげるまち にしのおもて ～



平成30年3月



鹿児島県 西之表市

はじめに

私たちはこれまで、「西之表市環境基本条例」における、健康で文化的な生活を保つために豊かな環境を将来の世代に継承していくこと、負荷の少ない持続的発展可能な循環型社会を構築することを基本理念とし、平成17年に策定した「環境基本計画」の下、安心安全な市民生活のため、様々な環境問題に取り組んで参りました。



しかしこの間、大規模な自然災害や社会情勢、科学技術の急速な進歩等により、私たちを取りまく生活環境はめまぐるしい変化を見せており、今なお、その変化の渦中にあります。環境問題が多様化し、私たちの日常生活が脅かされる中、国全体、あるいは世界全体で、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築、地球環境規模で次世代を見据えた環境を構築していくことは、喫緊の課題であり、必要です。グローバル時代を生きる我々には、環境保全が人類共通の課題であることを認識し、一地球人として、この地球の生活を、将来にわたって確保し継承していく責務があるはずで

国が「持続可能」な「循環型社会」の実現を環境政策として掲げている中、本市も本計画を策定するにあたり、「豊かな環境（島の宝）をはぐくみ、つなげるまち にしのおもて」を本市の目指す環境像として決定しました。本編には、目指すべき環境像実現のための主体ごとの取組、計画の推進内容等を盛り込んでいます。

今回改定された計画の下、私たちは、市民の日常生活と、すべての事業活動において、積極的な地球環境の保全に取り組み、安心できる住みよい西之表市の実現を、力強く推進してまいります。

終わりに、本計画改定にあたり、熱心にご審議頂きました環境審議会委員の皆様をはじめ、市民の皆様より忌憚のないご意見、ご提言を頂きましたことに深く感謝すると共に、本計画が本市を取りまく環境保全に留まらず、広く社会に寄与していくことを祈念いたします。

平成30年3月

西之表市長

八坂俊輔

目次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画改定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の対象範囲	3
第4節 計画の期間	4
第2章 本市の環境	5
第1節 自然環境	5
第2節 社会環境	14
第3節 生活環境	23
第4節 市民意識調査	27
第3章 目指すべき環境	30
第1節 基本理念	30
第2節 市の将来像（長期振興計画）	31
第3節 望ましい環境像	35
第4章 各主体の取組	37
基本方針1 豊かな自然を未来に（自然共生型社会の創造）	37
基本方針2 限りある資源を大切に（循環型社会の推進）	42
基本方針3 地球環境をまもる（低炭素社会の構築）	55
基本方針4 安全・安心で快適なまちづくり（生活環境の保全）	61
基本方針5 環境を学び考え行動する（環境学習・教育の推進）	71
第5章 計画の推進	76
第1節 計画の推進体制	76
第2節 計画の進行管理方法	78
第3節 計画の評価方法	79

付属資料

第1章 基本的事項

第1節 計画改定の趣旨

西之表市では、平成17年2月に策定した「西之表市環境基本計画」に基づき、本市における環境の保全と創造等に係る施策を推進してきたところです。同計画は、西之表市長期振興計画の下位計画にあたることから、第6次西之表市長期振興計画（計画期間2018年～2025年）の策定に合わせて西之表市環境基本計画を改定することとしました。

西之表市環境基本計画の改定は、第6次西之表市長期振興計画に示される本市の将来像を実現するため、環境分野に関する目標の達成を目的とし行うものです。

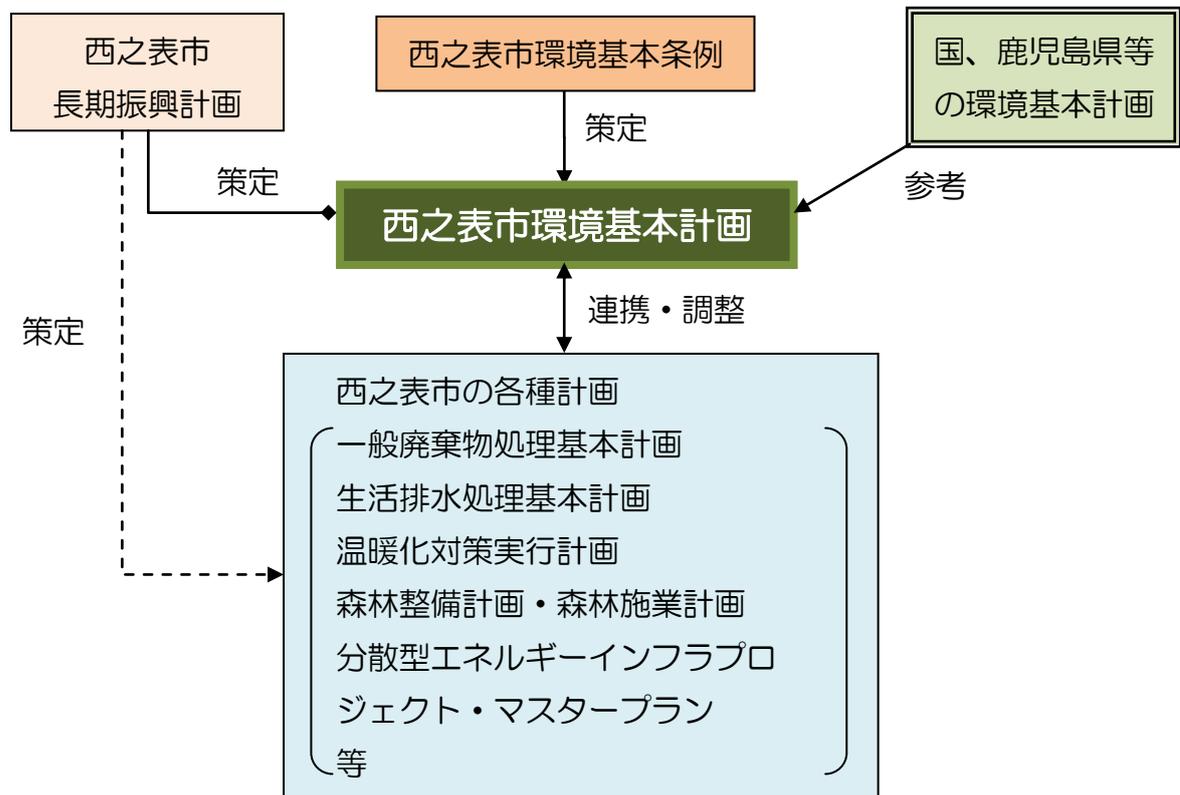
第2節 計画の位置付け

西之表市環境基本計画は、西之表市環境基本条例に基づき策定されるものです。また、西之表市長期振興計画に示された環境分野に関する施策等を実行、達成するための具体的な計画となります。

〈西之表市環境基本条例（平成15年12月19日条例第33号）〉

（環境基本計画）

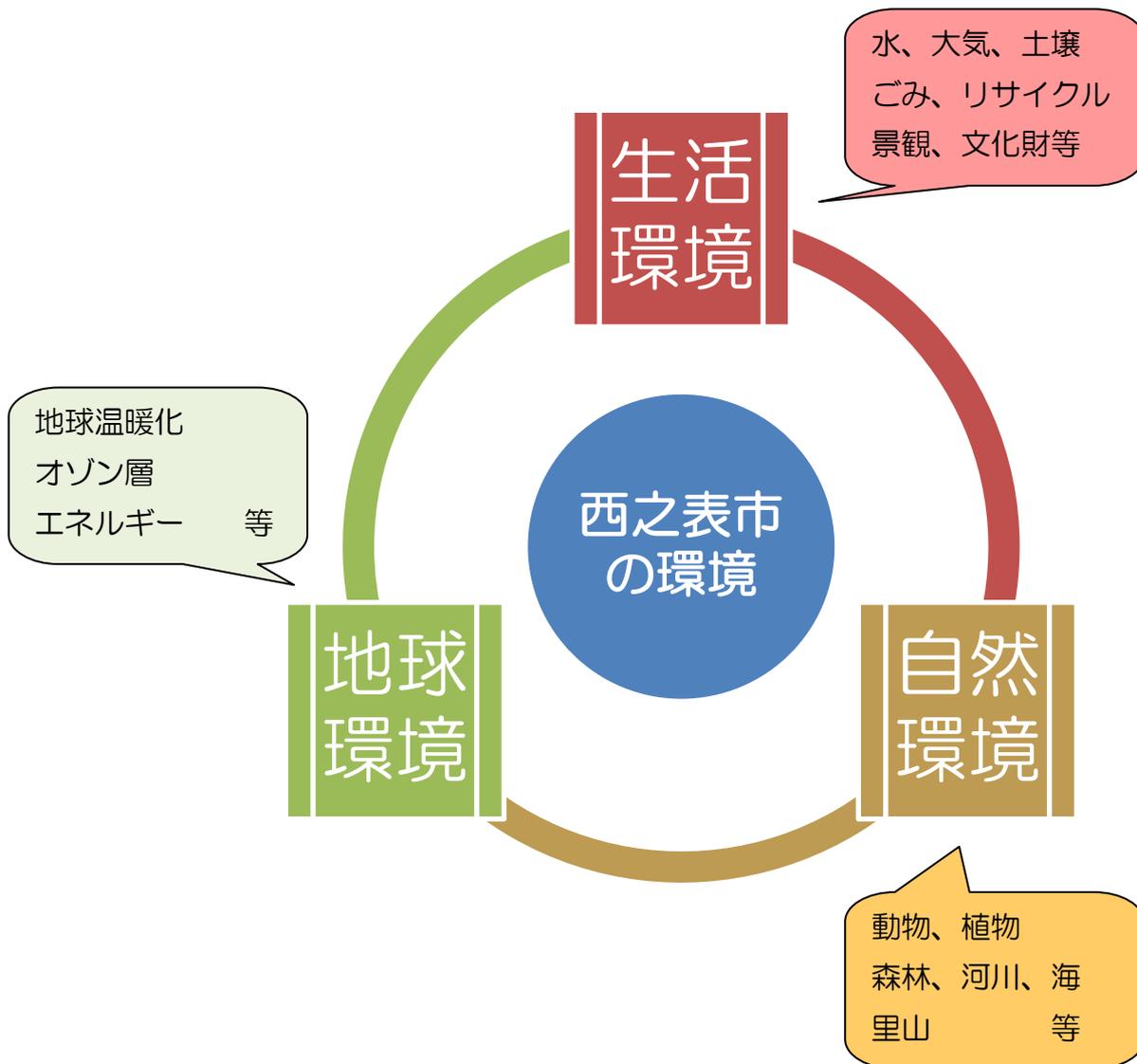
第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。



第3節 計画の対象範囲

本計画の対象とする地域は、西之表市全域です。また、対象とする環境は、西之表市の生活環境、自然環境並びに本市を含む地球環境とします。

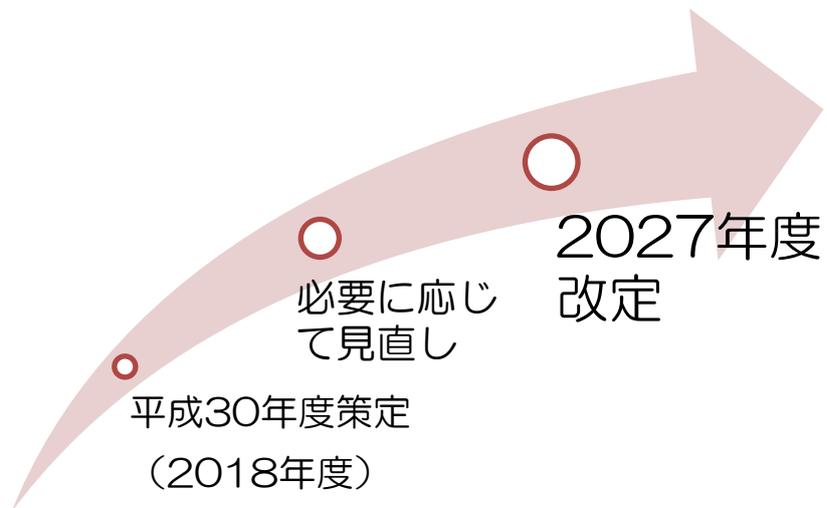
本計画を実行する上での主体は、西之表市民（市民）、西之表市で事業活動を行う事業者（事業者）並びに西之表市（行政）となります。なお、これら主体以外でも、市外から本市への通勤・通学や観光客等全ての人を含みます。



第4節 計画の期間

計画期間は平成30年度（2018年度）から2027年度までの10年間とします。

本市をとりまく社会環境や自然環境の変化により計画の見直しが必要になった場合、適宜見直しを行い、その時々現状を適正に反映させます。



第2章 本市の環境

第1節 自然環境

1 西之表市の位置等

西之表市は、種子島の北部に位置し、面積は205.66km²（うち馬毛島 8.17 km²）で、種子島の総面積の 44.3%を占め、南北の長さは 25.2km、東西の幅は 8.2km、周囲は 63.0km で、東・西・北の3面は海に面し、南は中種子町と接しています。

2 地形

種子島は、九州本土最南端の佐多岬から南東方向約 40km、鹿児島市から約 115km の海上にありますが、山地・台地が多く、海拔は最高 282m、面積は 444.96km² で、日本の有人離島の中では5番目に大きな島です（架橋により本土との往来が可能な島は除く）。

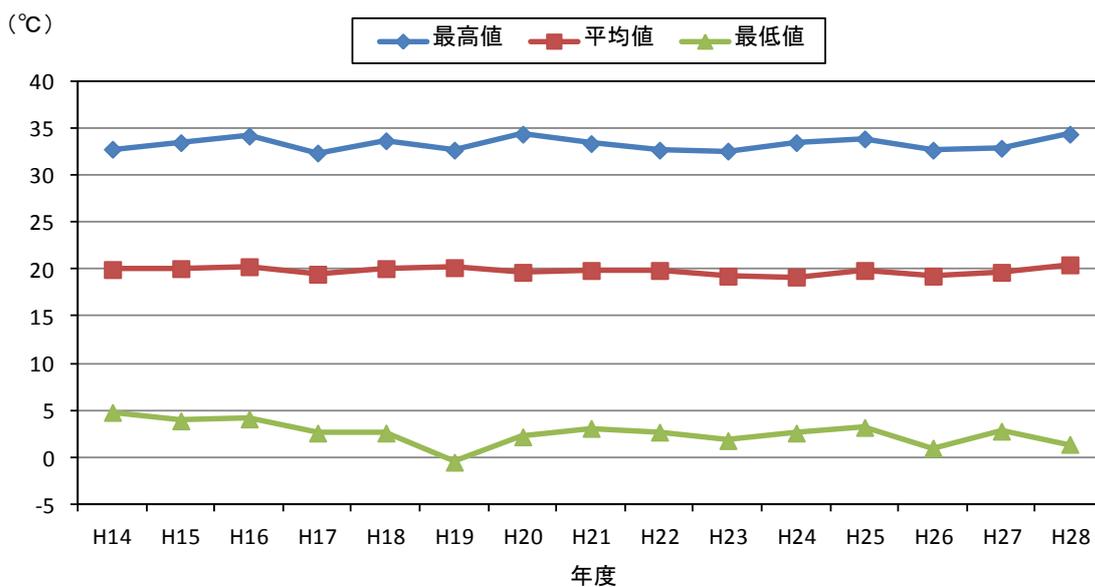
島の形状は、北北東から南南西の方向に細長く伸びた中くびれの紡錘型の島で長さ 58km、最大幅 12km、最もくびれた中種子町野間付近の幅は 6km ですが、基本的には海岸段丘の島で、およそ 8km にわたるくびれ部を境にして、北東部及び南西部は、海拔 200m 前後の丘陵性の山地が連なり、最高点は 282m という平坦な島です。



3 気象

種子島は平年気温 19.8℃と暖かく、亜熱帯気候帯に属しています。

夏期（6月～8月）の最高気温の平均は 29.4℃、冬期（12月～2月）の最低気温の平均は 9.4℃となっています。風は、年平均で風速 5.4m/s と強い風が吹きます。年降水量は、およそ 2,500mm です。



■ 種子島の気温（最高、平均、最低）の推移

4 水環境

本市には、県管理の2級河川が4本(甲女川、川脇川、湊川、西京川)、市管理の準用河川が10本、普通河川が32本あり、いずれも天然蛇行した河川です。2級河川のうち甲女川と湊川は、河川整備計画に基づいて整備が行われています。



■湊川

西京川上流につくられたダムの総貯水量は230万トン(満水時)にもなり、その大半は農業かんがい用水(受益面積719ha)として利用され、基幹作物の生産に大きな恩恵を与えています。また、飲用水としても利用され、市民の生活をささえる重要な役割を果たしています。ダム周辺の緑豊かな自然を整備してつくられた親水公園である「あっぱ〜らんど」は、市民の憩いの場、社会学習活動の場として市民に広く利用されています。



■西京ダム



■あっぱ〜らんど

5 植物

種子島は周囲を黒潮に囲まれ高温多湿の気候であることから、亜熱帯性温帯性の植物の群生が見られます。また、北と南の植物分布の接触線上にあり、ここを分布の北限とする南方系の植物や、北方系の植物でここを南限とするものも数多くあります。

島内では、希少種であるヤクタネゴヨウをはじめ、メヒルギ、ガジュマル、アコウ、ヘゴといった種子島を特徴づける植物種が生育しています。

～ コラム：西之表市の特徴的な植物 ～

<ヤクタネゴヨウ>

鹿児島県の屋久島と種子島にのみ分布するヤクタネゴヨウは、環境省レッドリストⅠB類に指定されている大変希少な植物です。近年、マツ材線虫病等によって絶滅の危機に瀕していることから、市民、行政が一体となった保全活動が進められています。



出典)森林総合研究所九州支所

<メヒルギ自生群落>

メヒルギは、中国、台湾、マレーシア等に分布する熱帯植物で、種子島では、島北部、西之表市の湊川下流域等に自生しており、中には、樹齢100年以上、樹高8mに達するものもあります。

メヒルギは、胎生で、種子は樹上で苗となり、毎年6月に落下、小苗になります。8月には白くかわいらしい花が咲き、美しい景観をつくりあげていきます。種子島にはこのほか、中種子町の阿嶽川沿いや南種子町の大浦川沿いにもメヒルギが自生しています。



～ コラム：西之表市の特徴的な植物 ～

<ガジュマル防潮林>

幹から発生した気根が幾重にも垂れ下がり、独特な姿を見せる常緑高木で、種子島にはよく見られます。

住吉港付近の堤防沿いに植えられているガジュマルは、江戸時代に琉球から移植されたもので、亜熱帯地方の雰囲気たっぷりのこの木を、砂や波しぶきを防ぐ防潮林として利用しています。なお、ガジュマルを防潮林として利用しているのは、ここ住吉港だけです。



<アコウの木>

アコウの木は、クワ科イチジク属の樹木で島内各所でみることができます。また、西之表市の市木にも指定されており、幹の太さと細く伸びた枝が、独特の姿をしています。

旧赤尾木城跡の榕城小学校のアコウの木(写真)は、校庭にあり、樹齢460年といわれています。



<ヘゴ自生群落>

ヘゴはヘゴ科に属する常緑性の熱帯、亜熱帯の木生シダ植物で低温で湿度の高い林中を好み生育します。

国上太田のヘゴ(写真)は、小川の流域約1kmに自生する大群落で他に例を見ません。



6 動物

本市（種子島）は、温帯の南端部に属し、亜熱帯と接する限界地ということもあり、島特有の希少性のある生態系を有しています。

島を特徴づける動物にマゲシカがあります。マゲシカは、種子島の西方海上 12km に位置する馬毛島に生息する鹿で、わが国では最も小型のものと言われており、古くは、その角は武具や漢方薬として島の経済を支えていました。かつては、ニホンジカの亜種として鹿児島県レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類に指定されていましたが、現在はこの指定が解除され、絶滅のおそれのある地域個体群へと変更されています。



■マゲシカ

出典)鹿児島県ホームページ

鳥類は、珍しい鳥としては国指定文化財に指定されているアカヒゲや、カラスバトの他、タネヤマガラ、タネコマドリ等がみられます。渡り鳥では、カモ類、サンコウチョウ、ヒクイナ、ハクセキレイ、ツバメ、ヒヨドリ、メジロ等が飛来します。



■アカヒゲ（国指定文化財）

※上記以外に本市で確認された主な動物を下表に示します。

■西之表市に生息する主な動物

ほ乳類	コイタチ、アカネズミ、タネヒメネズミ、タネハツカネズミ、タネジネズミ、コウベモグラ、アブラコウモリ 等
爬虫類・両生類	イシガメ、トカゲ、カナヘビ、アオダイショウ、シマヘビ、ニホンマムシ、ヤマカガシ、ヤクヤモリ、ヤクシマヒキガエル 等
鳥類	コジュケイ、シマキジ、ハシブトガラス、トビ、ウグイス、シマメジロ、イソヒヨドリ、ホオジロ、キジバト、カラスバト、ハマシギ、モズ、アオバズク、ホトトギス 等

7 生物多様性

環境省は、生物多様性の観点から重要度の高い湿地として本市の「砂浜海岸とサンゴ礁」、「マングローブ湿地」を選定しました。これらの湿地は、適切な保全活動を行い次世代へと残していく必要があります。

【種子島の砂浜海岸とサンゴ礁】

生息・生育域	生物分類群	選定理由
住吉	造礁サンゴ	貴重な種が生息している。
大塩屋港	造礁サンゴ	種の多様性が高く、種子島周辺海域から多くの種が報告されており、希少種を含む。
熊野港	造礁サンゴ	種の多様性が高い。種子島周辺海域から多くの種が報告されている。
浦田海岸等 西之表市海岸	ウミガメ	アカウミガメの重要な繁殖地。
長浜海岸 前之浜 竹崎海岸	ウミガメ	アカウミガメの繁殖地で屋久島について産卵が多い。後背の植生も豊かに残されている。
種子島の砂浜海岸	昆虫類	イカリモンハンミョウの生息地。

【種子島のマングローブ湿地】

生息・生育域	生物分類群	選定理由
湊川 大浦川	マングローブ	メヒルギの生育地、世界的な分布の視点から、北限域に分布するマングローブ樹種が生育する、マングローブ林が形成される貴重な湿地のうち、とくに地理的に重要である。
大浦川	昆虫類	ヨドシロヘリハンミョウの生息地。

～ コラム：生物多様性の観点から重要度の高い湿地 ～

湿原・干潟等の湿地の減少や劣化に対する国民的な関心の高まり、ラムサール条約における湿地定義の広がり等を受けて、ラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に「日本の重要湿地 500」が平成 13 年に選定結果が公表され、すでに 10 余年が経過しました。

これまで、日本の重要湿地 500 は、保護区の設定や開発案件における保全上の配慮を促す基礎資料として活用され、我が国の重要な湿地の保全を推進する役割を果たしてきました。しかしながら、近年の湿地環境の急速な変化、特に東日本大震災の影響、人的開発行為や保全管理の不足等による湿地の劣化、地球温暖化や外来種の侵入に伴う湿地環境の変化等から我が国の重要湿地は、選定当時とは状況が大きく変貌しており、現状を踏まえた見直しの必要性が高まってきたところです。

また、公表後に自然環境行政に関する法律や制度の体系も進展しており、平成 24 年 9 月に閣議決定した生物多様性国家戦略 2012-2020 において、日本の重要湿地 500 を見直すことが基本戦略や行動計画に掲げられることとなりました。

こうした背景を受けて、環境省では地域住民等が湿地の重要性を認識し、湿地保全・再生の取組を活性化することを目指して、情報収集のための基礎調査を行い、生物多様性保全や自然再生等の観点から有識者の意見等を踏まえて、日本の重要湿地 500 の見直しを行ったものです。



出典) 環境省ホームページ (一部文章変更)

8 景観

種子島は四方を海に囲まれており、輝く太陽、青い空そしてどこまでも続くコバルトブルーの海が素晴らしい島です。特に、浦田海水浴場キャンプ場は、本市の北端、喜志鹿崎にも近く海水浴、ハイキング、釣り等さまざまな楽しみ方がいっぱい詰まったキャンプ場です。

①自然景観

本市は東西及び北部に海岸線を有し、植物の植生においては北限・南限とされる貴重なものが見られます。また、基幹作物であるさとうきび畑や海岸沿いで眺望できる朝日や夕日等、極めて素朴な自然の営みや、息吹をさりげなく感じとれる素晴らしい自然景観となっています。

一方、近年人々のライフスタイルの変化や第一次産業の衰退により、自然と人との関わりのバランスが崩れ、環境や景観の悪化が懸念されています。



■木折坂展望所

②街なみ景観

市街地の街なみを形成する街路では、歩道等の設置された街路の緑化、カラー舗装、案内標識や街灯等の整備が推進されていますが、歩道のない街路については、歩道設置や新規道路整備に伴う、魅力ある道路景観の整備が課題です。

第2節 社会環境

1 歴史・沿革

種子島は、古くから日本本土と琉球・中国・東南アジア等とを結ぶ海の道の要衝にあり、そのルートを伝って、火縄銃やからいも等が日本で初めてもたらされました。なかでも、種子島の島主・種子島家の居城が置かれた「赤尾木」（現在の西之表市）には、人やモノ、情報が集まり、交易の接点として重要な役割を果たしていました。

その後、明治 22 年に北種子村、大正 15 年に西之表町、昭和 33 年 10 月に西之表市へと変遷を続け、平成 30 年に市制施行から 60 周年を迎えます。

現在、国・県の出先機関の多くが西之表市に集中しており、種子島の物流・経済・行政の中心地となっています。

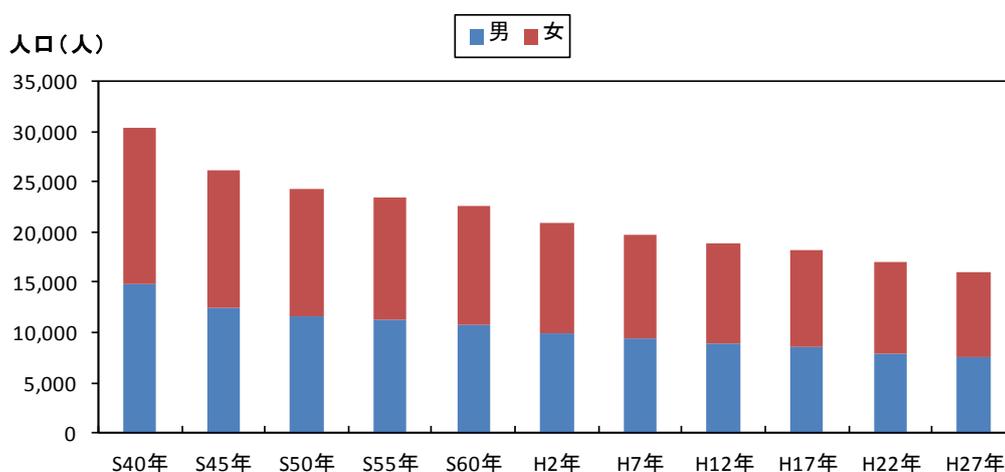


■赤尾木城文化伝承館

月窓亭「げっそうてい」（種子島家住宅）

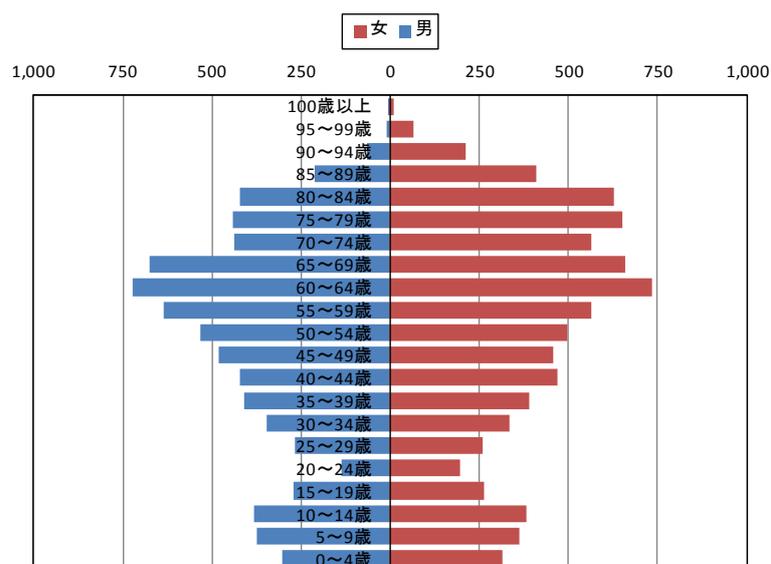
2 人口

本市の人口は、昭和 33 年市制施行当時の 33,546 人から平成 27 年の国勢調査では、15,967 人と約 60 年間で半分以下まで減少しています。平成元年以降の人口動態を見ると、社会動態はすべての年で転出が転入を上回り、自然動態では、出生数の減少、死亡数の増加傾向が続き、人口の減少は確実に進みつつあります。人口の年齢構成を見ると、年少人口（0～14 歳）と生産年齢人口（15～64 歳）の減少、老年人口（65 歳以上）の増加傾向が続いており、平成 27 年の年齢別構成比は年少人口が 13.3%、生産年齢人口が 52.5%、老年人口が 34.2%と高齢化が進んでおり、この傾向は今後とも続くと思われます。



■人口推移（昭和 40 年～平成 27 年）

出典「平成 27 年国勢調査結果」（総務省統計局）



■5歳階級別人口構成図

出典「平成 27 年国勢調査結果」（総務省統計局）

3 産業

本市は、農業が地域の産業の中核となっており、就業人口の26.4%が第1次産業従事者です。しかし、就業者の高齢化や後継者の不足等、不安な課題を抱えているのも事実です。また、商工業においては、大型店舗の進出による影響が懸念される中、経済力の増強や様々な消費者ニーズへの対応等、自立性と創造力、連帯感を基本にした経営の近代化が求められています。平成27年国勢調査によると就業人口の構成は、第1次産業が26.4%（平成22年28.2%）、第2次産業は11.8%（同12.1%）とともに減少、第3次産業が61.6%（同59.1%）と増加しており、依然として第1次産業の減少が続いています。

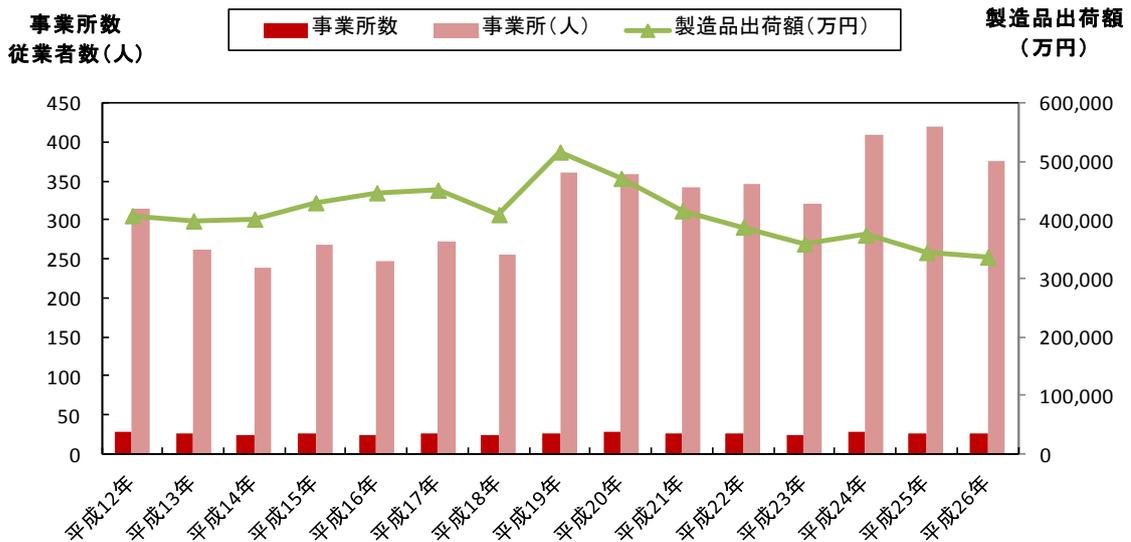
①農業、漁業

本市の農業は、温暖な気候と広大な耕地を生かし、普通作物、工芸作物、園芸作物、畜産を中心に展開されており、本市の経済を支える基幹産業です。しかし、農家戸数と農業就業人口は依然として減少傾向にあり、加えて農業者の高齢化が進行し、高齢農家の離農による専業農家の減少が進む中、兼業農家の占める割合は大きくなっています。

本市の漁業は、西に東シナ海、東に太平洋そして沿岸地域には、岩礁転石帯の漁場が形成され、漁船漁業主体に日帰り操業が行われています。

②工業

本市の工業は、農水産物加工製造を中心としたもので、ほとんどが小規模経営です。平成12年以降減少傾向にありましたが、近年は増加傾向にあります。立地条件に制約がありますが、人口定着、地域経済発展のために、工業基盤の整備等が引き続き課題となります。

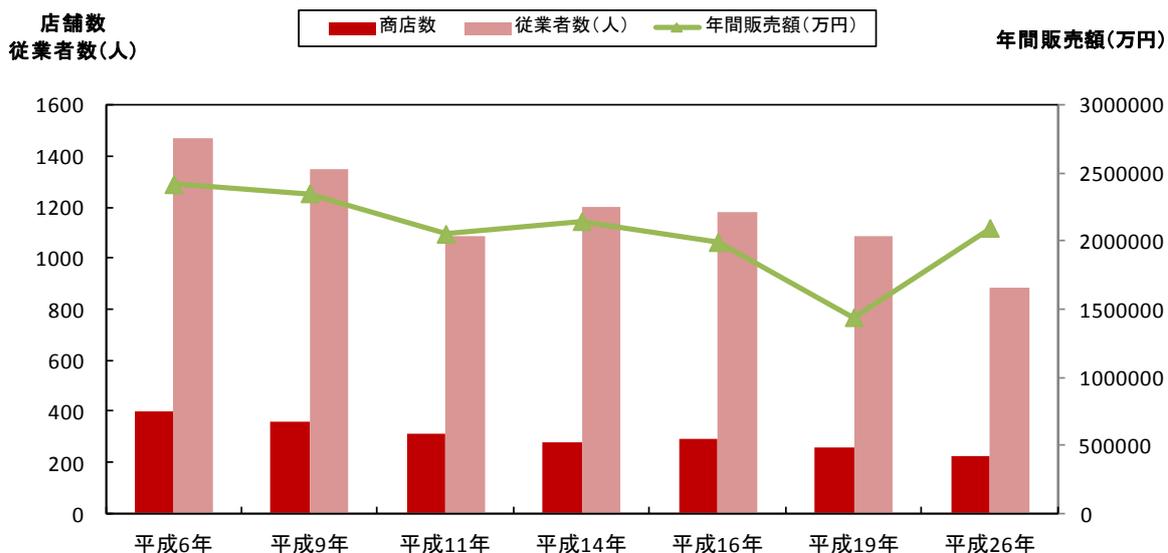


出典) 経済産業省「商業統計」

■事業所数、従業員数、製造品出荷額の推移

③商業

卸・小売商店数は、昭和 54 年の 497 店舗をピークに、以降減少し平成 26 年で約 220 店舗となっています。また、全体の年間販売額や従業者数も減少傾向にあり、特に従業者数は平成 26 年には約 880 人で、平成 6 年の約 60%まで減少しています。既存商店街では、駐車場の不足、道路が狭い等や、大規模小売店との競合のため、商業基盤拡充が課題です。



出典) 経済産業省「商業統計」

■ 商店数、従業者数、年間販売額の推移

④観光

種子島は、自然に恵まれ、また、名所、旧跡や文化財、鉄砲伝来の史実、宇宙センター等、誇るべき観光資源の宝庫です。市への入込客数は、年間約 28 万人程度で推移しています。

4 土地利用

本市（約 205.66km²）における土地利用は、道路その他 36%、山林 32%、畑 15%、原野 11%の順です。農業振興地域整備計画、都市計画用途地域の指定により、調和のとれたふるさとづくりを目標に土地利用を進めています。

5 公園・緑地

本市の公園及び広場は、あっぽ〜らんどをはじめとし、都市公園は 8 公園あり、市民等に利用されています。

しかし、これらは昭和 30 年～50 年代に開設されており、施設の老朽化が目立っています。また、高齢者や障害者が利用しにくい構造となっていることから、便所や園路等のバリアフリー化等、全ての利用者の利便性と安全性の向上確保に向けた整備を進めています。

街路樹については、近年道路建設等においても、景観を重視した施工となっており、整備が進んでいるところですが、季節風等による生育不良等課題も残されています。

【都市公園】

わかさ公園

中央墓園

新城公園

美浜公園

東町公園

嘉永山公園

栄町公園

花里浜公園

6 廃棄物

①ごみ排出量

本市で発生するごみ（一般廃棄物）については、平成 24 年からは、種子島地区広域事務組合が管理する種子島清掃センターで処理しています。

平成 27 年度のごみ排出量は 5,254 トンとなっています。過去 5 年の推移をみると平成 23 年の 6,386 トンから 1 千トン近く減少しています。また、1 人 1 日あたりの排出量は 886 g と平成 23 年と比較して 14% 程度減少しています。

現在、資源ごみの分別品目数は 13 品目となっており、平成 24 年度から新たに乾電池類・蛍光灯類・体温計の分別収集を開始したところです。市では、広報紙等でごみの減量化や分別等と呼びかけ、市民の意識啓発を行い、ごみの減量化を図っており、これらの効果が現れてきているものと考えられます。

②リサイクル

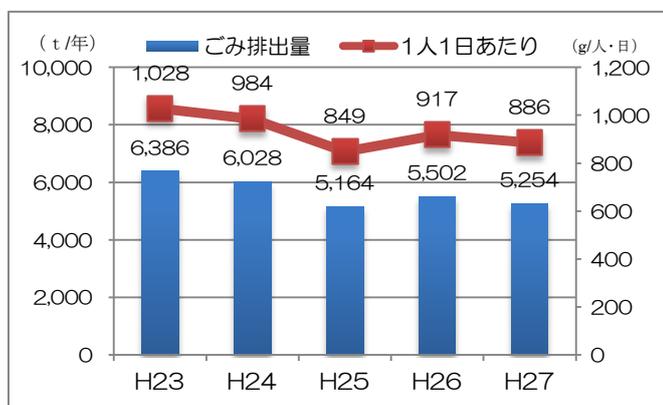
平成 27 年度のリサイクル率は 22.5% と平成 23 年と比較すると 5 ポイント近く上昇しています。

平成 24 年度から種子島清掃センターに持ち込まれた廃食油は、民間事業者により自動車の燃料にリサイクルされています。

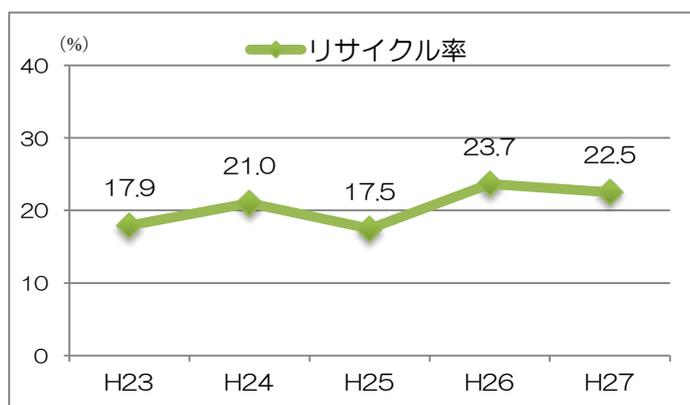
また、平成 29 年度からモデル地区を中心に一般家庭用廃食油を回収し、大学等と連携して設置された最先端の製造装置により、バイオディーゼル燃料の製造実証・研究を行っています。

また、平成 21 年度から自動車リサイクル法促進のため、使用済み自動車を本土へ海上輸送する取引業者に海上輸送費の補助を開始しています。その他、容器包装廃棄物（容器包装リサイクル法）や家電 4 品目（家電リサイクル法）についてもリサイクルを推進しています。

<ごみ排出量>



<リサイクル率>



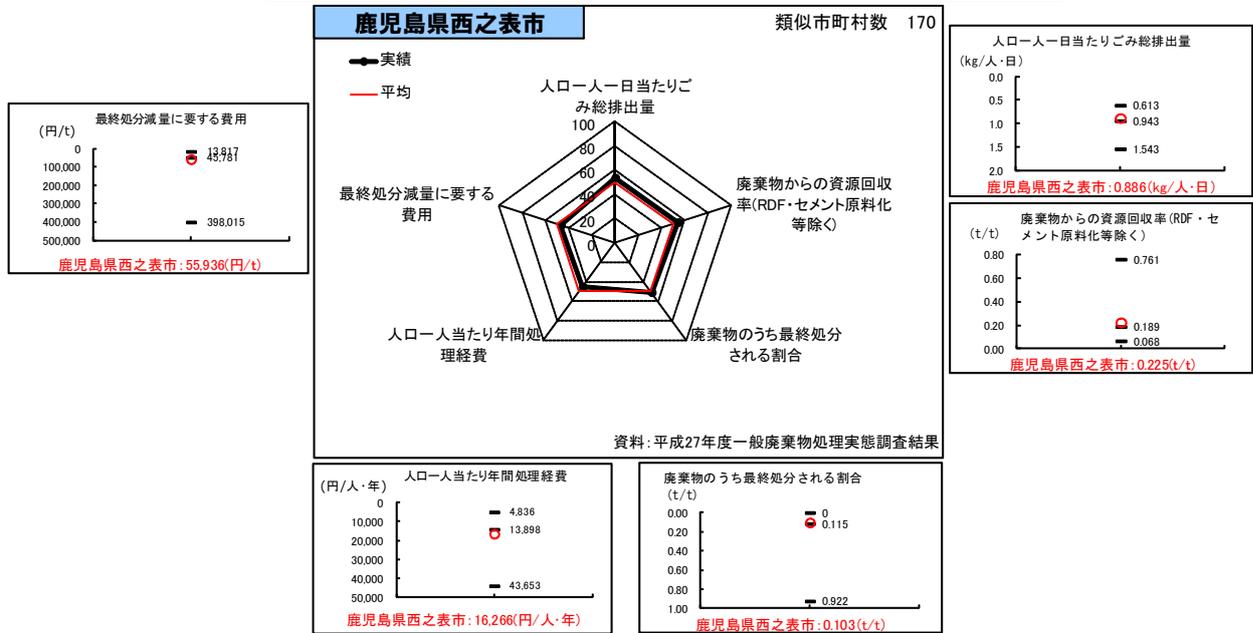
出典) 環境省「一般廃棄物処理実態調査」

～ コラム：一般廃棄物処理事業のシステム評価支援ツール ～

市町村が自身の一般廃棄物処理事業について、他自治体と比較すること等で評価を行う場合、類似の市町村を探し情報を整理するのは容易ではありません。そこで、環境省は、市町村が簡便に評価を行うための「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（以下、「システム評価支援ツール）」を同省ホームページで公表しました。

本システムによる評価では、西之表市の一般廃棄物処理の評価は、「排出量」、「リサイクル量」、「最終処分量」、「処理経費」とも他自治体（類似自治体）と比較しても特に遜色ないものとなっています。

市町村名	鹿児島県西之表市	人口	16,207 人	
産業		Ⅱ次・Ⅲ次人口比率	71.6%	Ⅲ次人口比率 59.5%
類型都市の概要	都市形態	都市		
	人口区分	Ⅰ	50,000人未満	
	産業構造	Ⅰ	Ⅱ次・Ⅲ次人口比95%未満、Ⅲ次人口比55%以上	



※図中の赤色部分が西之表市を表したもの

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.943	0.189	0.115	13,898	45,781
最大	1.543	0.761	0.922	43,653	398,015
最小	0.613	0.068	0	4,836	13,817
標準偏差	0.157	0.083	0.134	4874	32665
当該市町村実績	0.886	0.225	0.103	16,266	55,936
偏差値	53.6	54.4	50.9	45.1	46.9

出典) 環境省 <https://www.env.go.jp/recycle/waste/tool_gwd3r/gl-mcs/index.html>

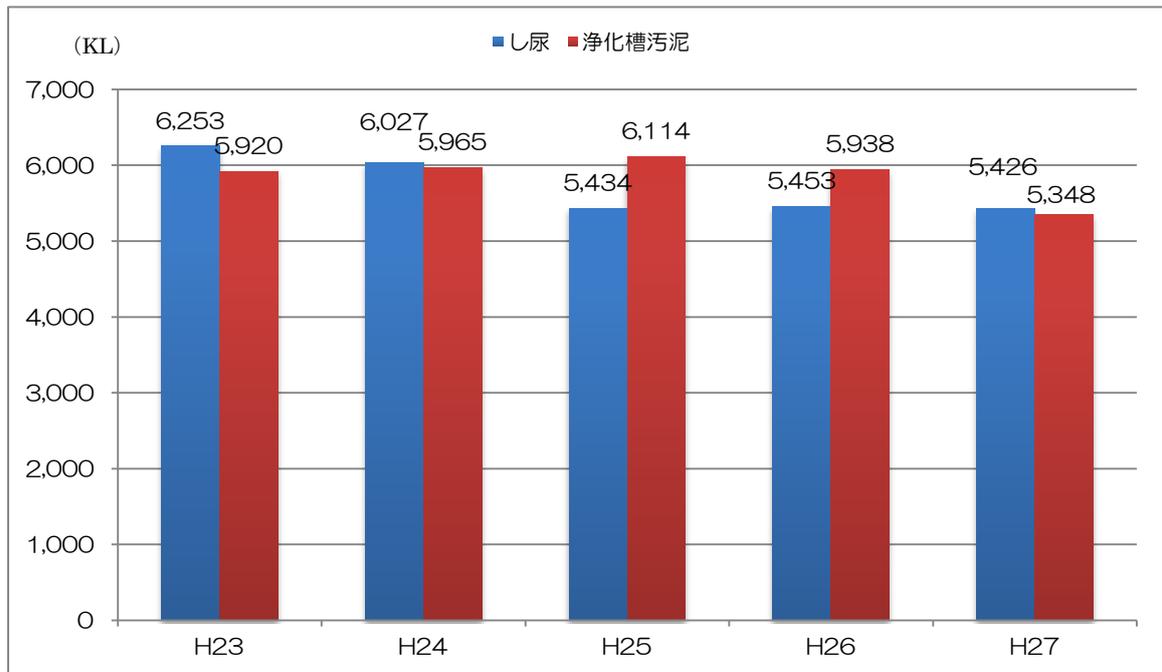
備考) 本データは平成27年度実績をもとに評価を行った。

③し尿

平成 27 年度のし尿処理量は 5,426kL、浄化槽汚泥処理量は 5,348kL です。過去 5 年の推移をみると、し尿処理量は平成 23 年から平成 25 年にかけて減少傾向にあったものの同年以降は横ばいとなっています。浄化槽汚泥処理量は平成 26 年まで 6,000 トン前後で推移していたものが、平成 27 年度は前年度より 1 割程度減少しました。

西之表市では、河川や海の水質汚濁防止につなげるため、住宅用合併処理浄化槽設置について補助制度を創設し、設置を促しています。また、汲取り便槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする場合には上乘せ補助を実施しています。しかし、地区によっては合併処理浄化槽の排水放流先となる側溝がなく、また、家屋が密集している等の地理的要因のため、合併処理浄化槽設置工事が難しく思うように設置が進まない現状もあります。

<し尿及び浄化槽汚泥処理量>



出典) 環境省「一般廃棄物処理実態調査」

7 文化財

現在、本市には、国指定文化財が3件、国登録文化財が3件、国選択文化財が2件、鹿児島県指定文化財が9件（有形文化財4件、無形文化財5件）、西之表市指定文化財が54件（有形文化財22件、無形民俗文化財9件、有形民俗文化財7件、史跡6件、天然記念物10件）あります。

なお、国指定文化財には、天然記念物としてアカヒゲ、カラスバト、オカヤドカリが指定されています。



■種子鋏

8 観光資源、レクリエーション施設等

種子島は、美しい海と豊かな自然に恵まれており、市北部の浦田海水浴場や東海岸のサーフインのメッカである鉄浜海岸等、数々の観光海浜スポットがあります。

種子島開発総合センター（鉄砲館）は、博物館、生涯学習の拠点施設として活用されており、島内外の観光客が多数訪れています。



■種子島開発総合センター（鉄砲館）

西京ダム周辺のあっぱ〜らんどは、総合学習・研修・会議等に利用できるふれあい館、遊具施設、多目的グラウンド・屋根付き競技場等があり、総合レクリエーション施設として活用されています。

第3節 生活環境

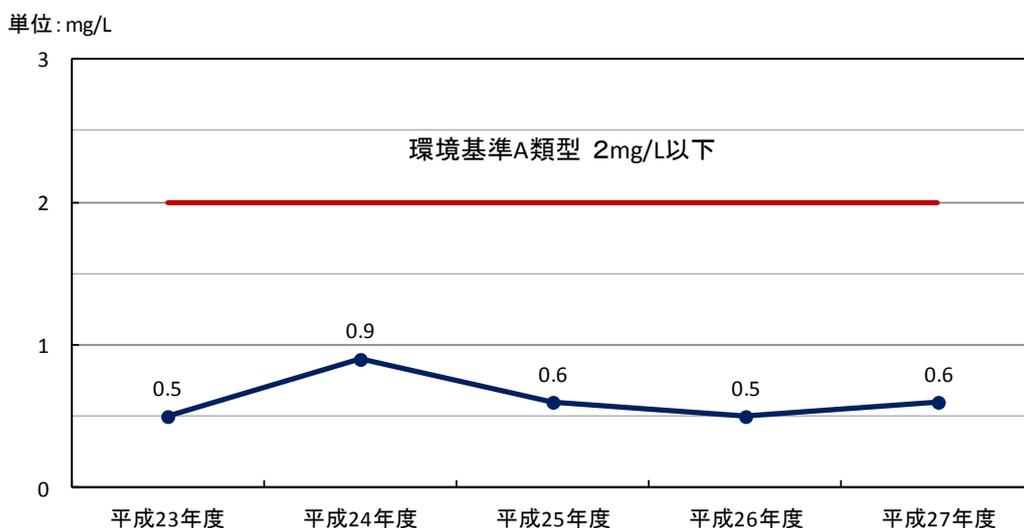
1 大気質

ばい煙、有害物質、粉じん等が排出される事業場については、大気汚染防止法に基づく規制・指導を行っています。

2 水質

①河川

本市では、鹿児島県により甲女川で水質が測定されています。そのうち天神橋では、毎年、汚濁指標としてBOD（生物化学的酸素要求量）を測定しており、平成23年度以降の全ての調査期間でA類型の環境基準値を満足する等、良好な水質が保たれています。



出典) 鹿児島県資料

■河川（天神橋）のBOD（75%値）推移

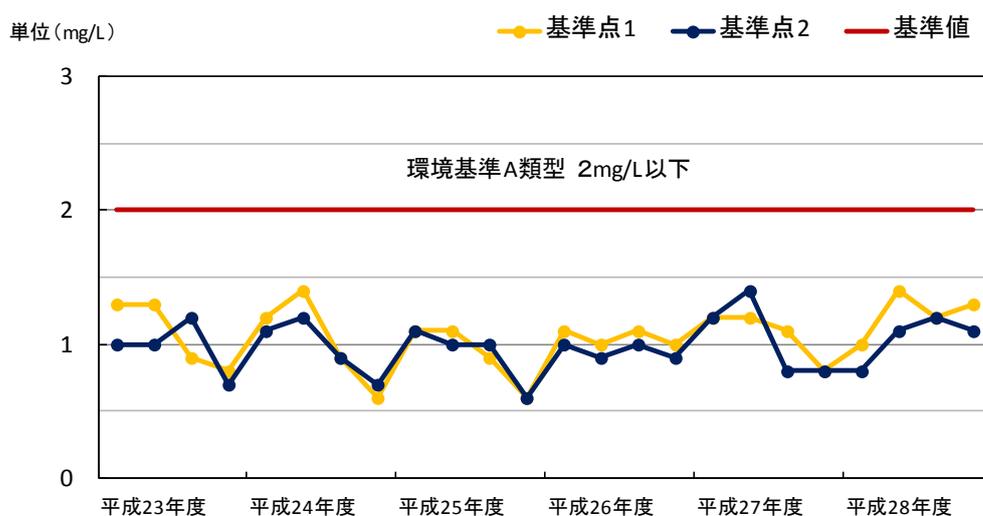
②地下水

本市では、鹿児島県により不定期に地下水調査（概況）が行われています。平成26年度の調査結果は、全ての調査項目（ダイオキシン類を含む）で環境基準を満たしています。

③海域

<公共用水域>

本市では、西之表港海域が鹿児島県により A 類型に指定されており、該当区域内の 2 地点を定点として毎年水質が測定されています。有機性汚濁の指標である COD（化学的酸素要求量）の結果は、平成 23 年度以降全ての調査で環境基準を満足する等、良好な水質が保たれています。また、2 地点のうち 1 地点では、平成 26 年度に水質と底質のダイオキシン類調査が実施されており、いずれも環境基準を満たしています。



■西之表港海域の COD 推移と調査地点図

<海水浴場>

鹿児島県内の主要な海水浴場では、水質の現状を把握し、必要に応じて措置をすることともに結果を公表して県民の利用に資することを目的に、水質検査（透明度、COD、ふん便性大腸菌群数、油膜）が行われており、本市では、浦田、能野（よきの）の 2 地点で調査が行われています。平成 29 年度の検査結果では、共に「特に良好な水質 (AA)」と判定されています。

3 騒音

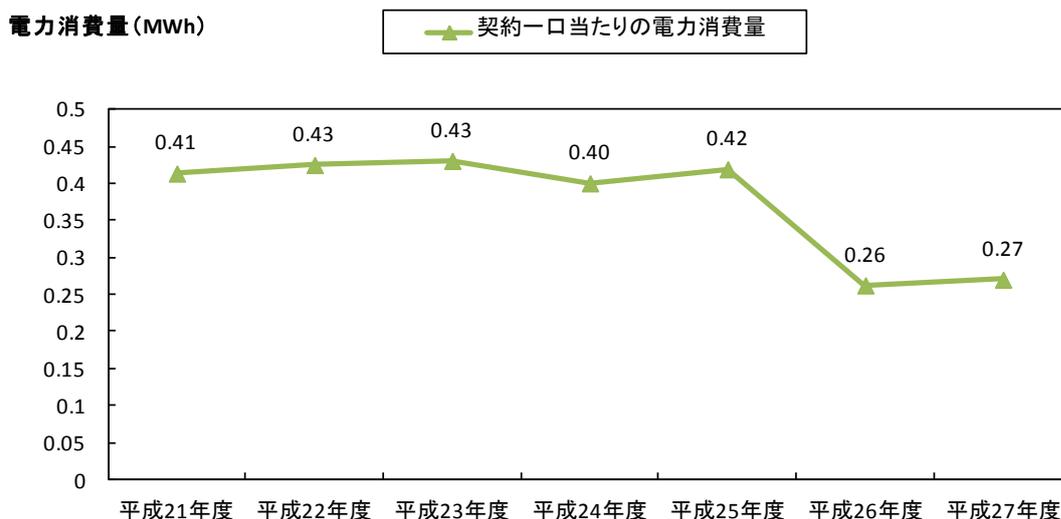
騒音は、日常生活に関わりの深いものであり、その発生源は、自動車の走行、工場・事業所、建設作業、家庭等多岐にわたります。

本市では、環境保全条例により、騒音に係る環境基準を設定しています。平成 27 年度には、国道 58 号（道路に面する地域を対象）にて騒音調査が行われており、環境基準を満たしています。

4 エネルギー

①電力需要状況

本市における契約一口当たりの家庭用電力消費量は、平成 25 年度まで 0.4MWh 程度で推移していたものが、平成 25 年度をピークに減少傾向にあり、平成 27 年度は 0.27MWh となっています。



■一口あたりの消費電力量

■電力使用量

単位：MWh

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
電力使用量	5,395	5,570	5,655	5,259	5,486	3,437	3,524

出典) 統計にしのおもて

②太陽光エネルギー

市独自の住宅用太陽光発電設置のための補助制度を平成 23 年度から平成 27 年度まで実施したことにより、本市においても太陽光エネルギーの導入が進みました。

一方で、離島は系統規模が小さいため、系統の安定性を保つために風力・太陽光発電設備の出力変動幅が制限されており、大規模発電設備設置推進の妨げとなっています。

5 環境保全活動への取組状況

西之表市は、西之表市衛生自治会（町内会）と連携し各種環境保全活動を推進しています。

【環境保全に関する市の取組】

分類	施策内容	関係課等
環境学習	ふるさとまなび～隊による体験型学習の実施	社会教育課
	山野草木展の開催	社会教育課
	鴻峰ふるさと交流大会の支援	社会教育課
	全学校での環境教育実施	学校教育課
環境保全	各種団体等の清掃活動に対する支援	市民生活課
	ヤクタネゴヨウの保全活動	社会教育課
	緑の基本計画策定	建設課
	化学肥料の施肥量の適正化推進	農林水産課
	汚濁防止策や自然石・環境保全型ブロックの使用推進	建設課
	公共用水域や地下水の定期調査実施	市民生活課
生活環境保全	エコ種子島（環境浄化微生物）の普及活動	市民生活課
	合併処理浄化槽設置者に対する補助金の交付	市民生活課
省エネ・省資源	公共施設等における省エネルギー対策の推進	各所管課
廃棄物・リサイクル	廃棄自動車リサイクル促進事業	市民生活課
	分別収集品目の整理	市民生活課
	廃食油のリサイクル	市民生活課
	各種リサイクル法に係る適正処理の推進	市民生活課
文化財の保護	埋蔵文化財の発掘調査と保護	社会教育課

【環境保全関連イベント】

イベント名	イベント内容	関係課等
ふるさとまなび～隊	自然観察会、昆虫・植物採集、ビーチコーミング、製鉄実験、史跡巡りウォークラリー等	社会教育課
山野草木展	島内の自然に親しむ、市民交流等	社会教育課
鴻峰ふるさと交流大会	自然環境を通じた市民交流等	社会教育課
海岸清掃活動	市民ボランティアによる海岸清掃	市民生活課
河川愛護ボランティア	市民ボランティアによる甲女川周辺の清掃	市民生活課

第4節 市民意識調査

西之表市では、毎年、20歳以上の市民を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を各種施策の点検や市政推進のための基礎資料として活用しています。

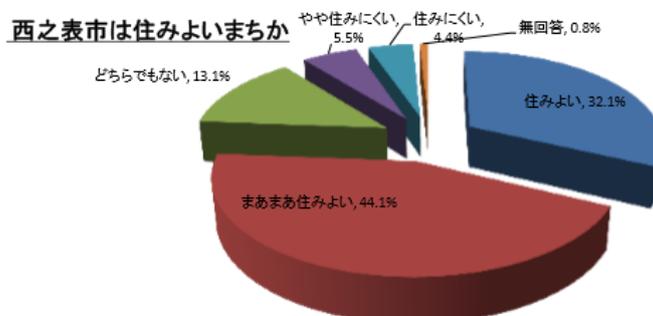
平成29年度の調査結果から本計画に関連ある箇所を以下にまとめました。

■平成29年度アンケート調査概要

調査期間	平成29年4月25日～5月12日
調査対象者数	1,309人 (20歳以上人口の10%)
回答者数	972人
回答率	74.3%

【西之表市について】

約75%の市民が、西之表市は住みよいまちだと感じています。



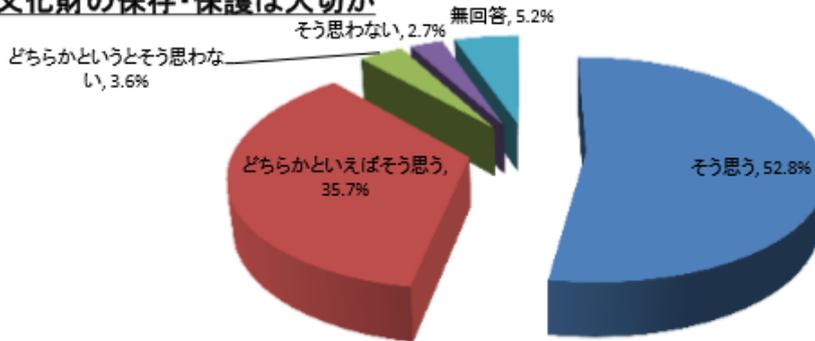
＜市民からの意見（抜粋）＞

- 今年指宿から転勤で種子島に居住しましたが、人々の温かさや、生活環境の良さに感動しています。種子島の「良さ」を私自身が広く島外にPR出来ればと思います。
- 汚染されていない野草や海の魚がいっぱいある。

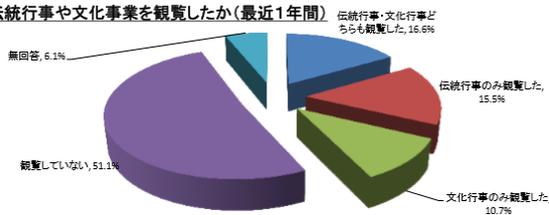
【伝統文化に対する意識】

郷土の文化財を大切に感じている市民は 80%を超えており、文化財に対する保存意識は高くなっています。しかし、伝統行事への参加率は 50%以下となっています。

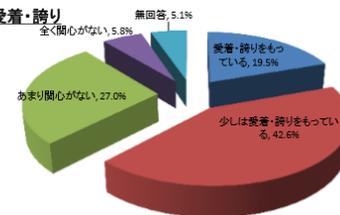
郷土の文化財の保存・保護は大切か



地域の伝統行事や文化事業を観覧したか(最近1年間)



郷土の文化財への愛着・誇り

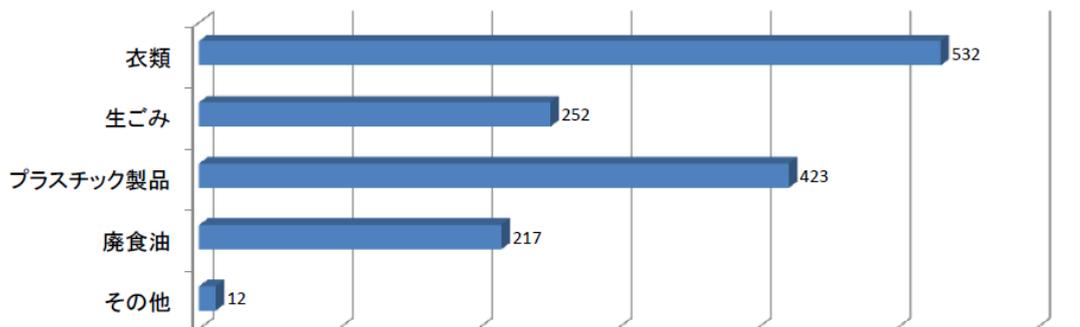


<市民からの意見(抜粋)>

- ・鉄砲祭りにもっとお金を使い、観光客を呼び込むべき。

【リサイクルについて】

今後、市民が分別収集で協力できると考えている品目として衣類を挙げている市民が最も多くなっています。一方で西之表市がリサイクルの推進を検討している廃食油は 15%となっています。



～ コラム：持続可能な開発目標（SDGs） ～

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals：SDGs)は、平成 27 年 9 月に国連サミットで採択された国際社会の共通目標です（目標期間：平成 28(2016)年から平成 42(2030)年まで）。持続可能な開発目標（SDGs）17 ゴールが設定されています。

1. 貧困の撲滅
2. 飢餓撲滅、食料安全保障
3. 健康・福祉
4. 万人への質の高い教育、生涯学習
5. ジェンダー平等
6. 水・衛生の利用可能性
7. エネルギーへのアクセス
8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用
9. 強靱なインフラ、工業化・イノベーション
10. 国内と国家間の不平等の是正
11. 持続可能な都市
12. 持続可能な消費と生産
13. 気候変動への対処
14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用
15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性
16. 平和で包摂的な社会の促進
17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化



注) 下線部分は環境関連の 12 のゴール
出典) 環境省ホームページ

第3章 目指すべき環境

第1節 基本理念

「西之表市環境基本条例（平成15年12月19日 条例第33号）」は、環境保全の推進並びに現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として策定されました。このことを進めるために、次の3つの理念が定められています。

<基本理念>

- ① 健全で恵み豊かな環境を維持し、将来の世代への継承
- ② 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築
- ③ 地球環境の保全の積極的な推進



第2節 市の将来像（長期振興計画）

1 市の将来像（めざすまちのすがた）

環境基本計画の上位計画にあたる「第6次西之表市長期振興計画 基本構想（以下、「基本構想」）」では市の将来像が以下のように示されています。

【将来像に込めた思い】

あらゆるモノや情報があふれる現代は、わたしたちの生活を便利で豊かなものに変えてくれました。しかし、その一方で、日々の生活の慌ただしさに追い立てられて、わたしたちは、身近にありすぎて当たり前になっている大切な宝物の存在を、ともすれば忘れがちになってしまっています。

四季折々の自然がもたらす豊かな恵み、人情の温かさや人と人とのつながり、先人たちから受け継がれてきた貴重な歴史・文化等、わたしたちが暮らすこの島には、心を潤し満たしてくれるたくさんの宝があります。

誰もが、「ここに住んで良かった」「これからも住み続けたい」と思えるように、わたしたちはこの貴重な「宝」に感謝し、「宝」を生かして地域の魅力に磨きをかけ、人と人との支え合いの力でもっともっと成長するまちを目指します。

島の宝に育てられたわたしたちが、さらに島の宝を大きく育てる・・・・この繰り返しで、西之表市は成長を続けていきます。



人・自然・文化—島の宝が育つまち

2 市の主要な課題

基本構想では、本市のもつ課題として「人口減少・年齢構造の不均衡・高齢化の進展」・「地域力の減退」・「担い手不足」があげられています。将来像の実現のためには、これらの課題も解決していく必要があります。

①人口減少・年齢構造の不均衡・高齢化の進展

人口減少は地域の消費や生産等の経済活動をはじめ、地域の弱体化や担い手不足、既存施設や用地の遊休化等市民生活に大きな影響を与えます。

また、本市の大きな課題としては、進学や就職のため 20 歳前後の若年層が島外へ流出することによる年齢構造の不均衡が全国と比較しても顕著であり、このままの状態で推移すると、ますます高齢化が進展することが見込まれます。

②地域力の減退

人口減少、年齢構造の不均衡、高齢化の進展に伴い、各校区、集落においては、地域活動の担い手不足やコミュニティ意識の希薄化が進行し、自治組織としての機能を果たせなくなってきました。

人口の偏在化も進展しており、市街地にあたる榕城校区と下西校区に人口の 3 分の 2 が集中しています。

③担い手不足

人口減少に伴う労働力の減少は、本市の大きな課題となっています。第一次産業のみならず産業界全般にわたって、担い手不足、後継者不足が懸念されており、地域活動の担い手不足による集落機能の低下や行政運営、経済活動全般に大きな影響を及ぼすことが予測されます。

3 各分野における目標

前項の課題を解決するとともに、将来像の実現を図っていくため、大きく4つの視点（分野）の目標が設定されています。

①くらし分野 *—地域の力で安心・安全な「まち」をつくり、「くらし」を支える—*

人々が住み続けるためには、「くらし」を支える地域コミュニティや社会基盤（インフラ）が重要です。

豊かな自然との共生・共存を図り、種子島らしい景観を大切に守りながら、子どもから高齢者まで、みんなが安心して生活できるまちづくりを進めます。

それぞれの地域の力を最大限引き出し、ともに支え合いながら住み良いまちを目指し、本市での生活がしあわせなものとなるように取り組んでいきます。

「くらし」の安心・安全を支えるためには、公共施設や交通基盤等老朽化が進む社会基盤（インフラ）の更新・整備を計画的に進めるとともに、市民の防災や防犯に対する意識を高め、犯罪がなく災害にも強いまちをつくっていく必要があります。

市民一人ひとりの意識向上を図りつつ、基盤や支援体制の整備を進めながら、地域全体で「くらし」を守るよう取り組んでいきます。

※本分野における環境関連の施策としては、「5 地域特性を生かした景観づくり」、「6 環境衛生対策の推進」、「7 自然環境の保全」、「8 適正な廃棄物処理」があります。

②しごと分野 *—地域の資源を生かした魅力ある「なりわい」で、豊かな「まち」をつくる—*

人々が生活していくためには「なりわい」が必要であり、さらに、社会のために、地域のために貢献できる「しごと」を通して、人々が活躍することで魅力的で豊かな「まち」がつけられます。

地域の特性を生かした稼げる産業として、農業、林業、水産業の第一次産業及び商工業の振興を図るとともに、さまざまな機関とも連携して安定的な雇用と労働力を確保しつつ、新しい雇用の創出や多様な働き方を支える仕組みについても検討していきます。

ニューツーリズムの振興を図り、昔から根付く人情あふれるおもてなし等本市特有の文化に着目し、インバウンド等の交流人口の増加に努めます。

また、本市の豊かな自然を生かした新たな産業分野への取組を行い、離島のハンディを感じさせない、持続可能なまちづくりを進めていきます。

③ひと分野 ー生涯にわたり健康で、いきいきと輝く「ひと」が育ち、互いに支え合う「まち」をつくるー

未来を切り開く子どもたちを、地域全体で見守り育てていることは本市の大きな魅力です。また、大切に受け継がれてきた歴史や文化は郷土の誇りとなり、豊かな感性を醸成します。

これまでも、これからも地域を支えていくのは、そこに暮らす「ひと」です。またその「ひと」を支えるのも人であり地域です。元気のある一人の「ひと」が育つと、その地域も元気になる、そして地域が元気になるとまち全体も元気になります。

そんな元気の種をまく「ひと」になってもらえるよう、家庭や学校、地域、行政が相互に連携して切れ目のない支援を行い、生きる知恵と豊かな心、たくましく生き抜く力を備えた子どもを育てます。

さらに、人生をより豊かなものにするために、誰もが、自分以外の誰かの役に立ち、生きがいややりがいを持って、他人を思いやり互いに支え合うことが重要です。

生活基盤が弱く支援を必要とする人に対しては、確実に支援の手が届くようセーフティネットの構築を図り、すべての世代が健康で、住み慣れた地域のなかで、自分らしくいきいきと活躍できるまちを目指し、地域と社会に貢献できる人を育てていきます。

④ぎょうせい分野 ーともに「まち」をつくる（行政力の向上）ー

まちづくりを着実に推進し、将来像を実現するためには、将来にわたって安定的で、市民ニーズや社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応できる市役所でなければなりません。

市民の福祉向上を目指し、「くらし」・「しごと」・「ひと」それぞれの分野の課題はもとより、横断的に取り組む必要のある課題についても、庁内連携のもと、着実に解決に向けた取組を進めていきます。

そのために、市民の声をしっかりと聴き、市役所が行っていることや市民が主体的に取り組むことについて、情報を発信しながら、市民とともに考え、行動するまちを目指します。

今後も人口減少や高齢化の進行が予想され、財政の健全化と計画的で効率的な行政運営に取り組む必要があることから、市民サービスの低下を招くことがないよう、公平公正で信頼される、質の高い行政運営に努めます。

第3節 望ましい環境像

1 望ましい環境像

西之表市は、目指すべき将来像にも示されるように、海から山までつながる多様な環境を有する豊かな自然に恵まれたまちです。また、本市固有の歴史や文化も、生活環境に息づいています。

これらの環境は、先人から受け継ぎ次世代の子ども達に引き継ぐべき貴重な財産です。また、昨今、身の回りの環境ばかりでなく、地球環境にも目を向けなければいけません。特に地球温暖化対策は喫緊の課題であり、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築しなければなりません。

本市内の身近な自然環境や生活環境から地球環境までを包括するとともに、次世代を見据えた環境を構築することを目的として、次のような環境像を策定します。

【西之表市の目指す環境像】

～ 豊かな環境（島の宝）をはぐくみ、つなげるまち にしのおもて ～

2 環境像の実現に向けた基本方針

西之表市の環境像である「豊かな環境（島の宝）をはぐくみ、つなげるまち にしのおもて」を達成するために、環境の対象分野毎に次の基本方針を定めます。

【基本方針】

- 1 豊かな自然を未来に（自然共生型社会の創造）
- 2 限りある資源を大切に（循環型社会の推進）
- 3 地球環境をまもる（低炭素社会の構築）
- 4 安全・安心で快適なまちづくり（生活環境の保全）
- 5 環境を学び考え行動する（環境学習・教育の推進）

3. 施策の体系

基本方針1 豊かな自然を未来に（自然共生型社会の創造）	37
I 見つめ直そう西之表市の自然	37
基本目標1 豊かな自然をまもる	37
基本目標2 生物多様性の保全	40
基本方針2 限りある資源を大切に（循環型社会の推進）	42
I 3R・適正処理の推進	42
基本目標1 3Rの更なる推進	42
基本目標2 適正処理を進める	47
II 環境に配慮した事業活動の推進	50
基本目標1 環境保全活動の促進	50
基本目標2 環境保全型産業の構築	52
基本方針3 地球環境をまもる（低炭素社会の構築）	55
I 地球環境の保全	55
基本目標1 地球環境をまもる	55
基本目標2 環境負荷の少ないエネルギーの利用	59
基本方針4 安全・安心で快適なまちづくり（生活環境の保全）	61
I 水・大気環境の保全	61
基本目標1 水環境の保全	61
基本目標2 大気環境の保全	64
II 快適環境（アメニティ）の創造	66
基本目標1 快適環境の創造	66
基本目標2 美しい景観の保存と創出	68
基本目標3 歴史的・文化的遺産の保全と活用	69
基本方針5 環境を学び考え行動する（環境学習・教育の推進）	71
I 環境学習・教育の充実	71
基本目標1 環境学習・教育体制の整備	71
II 環境情報の交流及び広報・啓発の推進	74
基本目標1 環境情報の充実	74

第4章 各主体の取組

基本方針1 豊かな自然を未来に（自然共生型社会の創造）

西之表市には、緑豊かな森や山、島内を囲む美しい海、陸地から海へ注ぐ河川と、そこに生息・生育する多種多様な動物・植物により本市特有の生態系が構成されています。これらは、大切な島の宝であるとともに、我が国の未来へと引き継ぐべき貴重な財産です。

一方で、人間による開発行為や活動範囲の拡大により、自然環境や生態系のもつ潜在的な環境ポテンシャルが減少していることも事実です。一度失われた自然環境を回復することは容易なことではありませんので、失われる前に何らかの手立てを講ずる必要があります。また、市民アンケートでも、特に若年層が島の誇るべきもの・残すべきものとして豊かな自然を回答していました。

私たちは、あらためて本市の自然環境を見つめ直し、保護すべきもの・保存すべきもの・再生すべきものは何かを考える時期にきています。

I 見つめ直そう西之表市の自然

基本目標1 豊かな自然をまもる

地域における多様な生態系の健全性を維持・回復するとともに、市民が自然に学び、自然を体験し、自然の恵みを感じられるよう、市内全域を山地自然地域、里地自然地域、平地自然地域及び沿岸自然地域に区分することで、地域特性に応じて自然環境を保全していきます。

市の取組

◎ 山地自然地域（西之表市南部の中割地域等）を保全します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">◆ 森林地帯については、豊かな自然環境に十分に配慮した上で、西之表市森林整備計画、森林施業計画に基づき施業を行い、維持を図ります。◆ 森林地帯においてボランティアグループと連携したヤクタネゴヨウの保全活動を行います。◆ 施業集約化、市有林間伐による森林整備に努めるとともに、主伐後の再	農林水産課

造林を検討します。 ◆ 天然林の適期更新を推進し、未来につなぐ森林づくり検討会を実施し、対策に努めます。	農林水産課
---	-------

◎ 里地自然地域（西之表市中央部の古田地域等）を保全します。

取組の内容	担当課
◆ 森林経営計画に基づいた適期作業を推進する等、景観に配慮した事業を推進します。 ◆ 西之表市森林整備計画、森林経営計画に基づき施業を行い、森林や農地等の有する保水等環境保全能力の維持を図ります。 ◆ 広葉樹等の二次的自然の整備を推進する体制の整備を図ります。	農林水産課

◎ 平地自然地域を保全します。

<農地>

取組の内容	担当課
◆ 環境保全型農業（減農薬、化学肥料の不使用）を推進します。 ◆ 家畜糞尿の適正処理を強く指導していくと共に、和牛・酪農家等において、消臭、殺菌効果の高い、エコ種子島（環境浄化微生物）の利用促進を図ります。 ◆ シカ等の有害鳥獣が農地を荒らすことのないよう、柵の設置による予防や罠等による捕獲等の対策を支援します。	農林水産課

<市街地>

取組の内容	担当課
◆ 都市計画区域内に残存する広葉樹や水辺地等の自然については、地域全体での適正な維持、形成を図ります。	農林水産課
◆ 公共施設の緑化については、多種類のハイビスカスの植栽と四季折々の花の植栽を行い、緑化を中心とした環境整備に努めます。 ◆ 緑化が難しい公共施設にはプランターによる花を提供します。	建設課

◎ 沿岸自然地域を保全します。

取組の内容	担当課
◆ すぐれた自然が残っている地域については、適正に保全し、良好な生態系として維持するとともに、植生復元や景観維持等のための事業を推進します。	社会教育課

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 湊川周辺のメヒルギ自生群落は、同群落を中心とした生態系が損なわれることのないよう、定期的な観察を行い保全に努めます。 ◆ 指定文化財である住吉ガジュマル防潮林の定期的な調査・伐採を行い適正な整備及び保存・保護に努めます。 ◆ 国の生物多様性の観点から重要度の高い湿地として選定された浦田海岸や湊川等は、将来に残すべき貴重な共有財産ですので、生物多様性の保護という観点での保全施策を検討していきます。 	社会教育課
---	-------

市民・事業者に期待される取組

＜市民＞

- ・各地域で自然に親しみ、適切に維持・管理されるよう保護に努めます。
- ・各地域で行われる清掃活動や、自然環境の保全・保護活動に参加します。
- ・有害鳥獣の捕獲・駆除に協力します。

＜事業者＞

- ・各地域で行われる清掃活動や、自然環境の保全・保護活動に参加します。
- ・有害鳥獣の捕獲・駆除に協力します。
- ・環境保全型農業を推進します。

【数値目標】

項目	単位	現況値	目標値 2021年度	目標値 2027年度
間伐面積	ha	66.4 (2016年度)	120	120

基本目標2 生物多様性の保全

本市は、温暖な気候と地理的な特性を背景に豊かな自然に恵まれ、多種多様な野生生物が数多く生息・生育しています。また、人の手により開発が進んだ身近な環境についても、生態系の保全の観点から野生動植物の生息・生育環境（ビオトープ）等を保全、創出、復元することも求められています。

人間も、大きな自然の中の一部です。自然は、ある特定の生物や環境（場）で成り立っているわけではなく、全てのものが等しく重要な要素であり、どれか一つでも欠けると重大な影響を及ぼすこととなります。生物の多様性を正しく理解するとともに、未来へ残すべき貴重な財産として次の世代に繋げていきます。

市の取組

◎ 自然を理解し、ふれあえる環境を確保します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 外来種・外来生物について、良好な生態系を確保するため、特定外来生物の飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つこと等が禁止されていることの周知に努めます。 特定外来生物を確認した場合、関係機関と連携のもと適切な防除を行うことを検討します。 	市民生活課
<ul style="list-style-type: none"> ふるさとまなび～隊事業を毎年実施し、子ども達が自然にふれあえる自然体験型の活動（自然観察会等）を計画します。 海の自然とふれあえる場の整備充実に努め、健全な利用を推進します。 種子島の自然生態系を学び、希少野生動植物に関する正しい知識を学ぶための調査、活動について企画・検討します。 	社会教育課

◎ 水辺環境を学び保全します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 河川災害復旧事業では、生物多様性を確保するために可能な限り環境保全型ブロック等を使用します。 河川や湖沼を、自然の状態で維持するよう努めます。 あっぱ～らんどや親水施設等については、日常の維持管理により快適な空間を提供できるよう努めます。 	建設課
<ul style="list-style-type: none"> ふるさとまなび～隊事業において、水辺の野生生物の生息・生育環境の水辺観察会等を計画します。 	社会教育課

<市民>

- ・種子島の生態系を学びます。
- ・希少な動物・植物は採取しません。
- ・特定外来生物及びその防除に係る正しい知識を身につけます。

<事業者>

- ・ふるさとまなび～隊事業（自然体験型の活動）を支援します。
- ・自然環境を保全する活動を実施し、企業の社会的責任（CSR）を果たします。
- ・事業活動で島内に外来種を持ち込むことのないよう、細心の注意を払います。
- ・事業実施に際しては、生物多様性に配慮します。

【数値目標】

項目	単位	現況値	目標値 2021年度	目標値 2027年度
希少動植物保護の啓発	回	1 (2017年度)	1	3
特定外来種駆除の啓発	回	2 (2017年度)	2	3

～ コラム：ふるさとまなび～隊 ～

「ふるさとまなび～隊」とは、様々な体験学習を通してふるさとの自然や文化等を学び、また異年齢で交流することで豊かな人間関係や規範意識、社会性を養うことを目的としています。※小学3年生～6年生を対象

【事業の一例】

- 立山校区で遊ぼう(川遊び・昔遊び)：立山校区内
- 宿泊体験：あっぽ～らんどふれあい館
- 磯の生き物を見つけよう！：安納球場周辺
- 鴻峰ふるさと交流大会(安納芋の収穫・グラウンドゴルフ)：中割校区
- 史跡ウォークラリー：西之表市役所周辺

基本方針2 限りある資源を大切に（循環型社会の推進）

大量生産、大量消費、大量廃棄といった社会経済システムやライフスタイルは、私たちに様々な恩恵を与えてくれました。その一方、適切な物質循環や環境保全を阻害し、環境負荷も増大させる負の側面もあったことは事実です。これまでも、環境への負荷を低減させるために、ごみの発生抑制、再使用、再利用といった3Rを適切に進めることで、資源循環の形成に努めてきました。それでも資源は無限ではありません。更にこれまで以上に廃棄物の減量、再利用、リサイクル及び適正処理に努める循環型社会を形成し、環境への負荷の低減を図ることが必要となっています。

I 3R・適正処理の推進

基本目標1 3Rの更なる推進

本市のごみのリサイクル率は、22.5%（平成27年度実績）と経年的に増加傾向を示しており、鹿児島県の同率15.7%を7ポイント近く上回っています。ごみ排出量も平成23年度の6,386トンピークに減少傾向にあり、平成27年度は5,254トンとなる等、本市は順調に3Rを推進しています。

そのような中、近年、国をあげて、リユース（再使用）の取組が推進されていますので、使い捨て商品の使用、壊れた製品を修理せず、すぐ買い換えるライフスタイルの見直しも求められています。

本市におけるごみの排出並びに資源化の状況は、市民、行政が一体となり取り組んだ結果、排出量、リサイクル率ともに良好な状況ではありますが、更なる循環型社会の構築に向け、引き続き3Rの推進に努めます。

市の取組

◎ 3Rを推進し、循環型社会を構築します。

取組の内容	担当課
◆ 庁内イントラの活用を図りつつ、資料の簡素化、用紙の再利用等に努めます。	総務課
◆ 循環型社会の形成に向けて制定、改正された法律の内容を、市民・事業者が広く理解できるよう分かりやすい形で普及・啓発に努めます。 ※「循環型社会形成推進基本法」、「容器包装に係る分別収集及び再商品化	市民生活課

<p>の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭ごみについては、3R運動の徹底を基調とし、ライフスタイルの改善、日常生活におけるごみ減量・リサイクルを促します。 ◆ 家庭から出される生ごみの排出量を抑制するため、コンポスト・電動生ごみ処理機を購入した場合、補助金を支給します。 ◆ マイバッグの使用の推進を図るとともに、街頭調査でその効果を確認し必要に応じて啓発を行います。 ◆ 使用済自動車・家電4品目(テレビ、エアコン(室外機を含む)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)はリサイクル法に則した処理を推進します。 ◆ 大量の生ごみが発生する事業所に対して、堆肥化・飼料化等の資源化が促進されるよう処理方法の助言や処理について検討を行います。 ◆ 飲食店・市民に対して、食品ロス削減のために宴会時の「30・10運動」や「食べきり運動」への参加・実施を呼びかけます。 <p>※30・10運動：乾杯後30分間(味わいタイム)席を立たずに料理を楽しみましょう。</p> <p>お開き前10分間(食べきりタイム)自席に戻り、残った料理を楽しみましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 家庭系食品ロスを把握するための取組を検討します。 ◆ 小型電子機器(デジカメ、携帯電話等)の回収体制・方法を検討します。 	市民生活課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共施設における財やサービスの購入にあたっては、再生紙や再生材料から作られた再生品等の環境への負荷の少ない製品の購入(グリーン購入)に努めます。 	財産監理課

◎ ごみは適切に分別します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ごみ分別の手引き、ごみの分け方・出し方ポスターを用いて、リサイクル対象品目の排出方法を周知します。 ◆ ごみの分別収集の徹底により、ごみの減量とごみの資源化を図っているところですが、更なる分別品目の追加を検討します。 ◆ 事業者に対して事業系ごみの分別を徹底するよう啓発を行います。 ◆ 西之表市衛生自治会と連携し、ごみの分別収集、減量・リサイクル事業を推進します。 	市民生活課

◎ 本市のリサイクルシステムを適切に利活用します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 剪定枝については、旧牧之峯不燃物処理場仮置場にて木材チップに加工し、畜産、ガーデニング等の利用を図ります。 ◆ 西京苑（汚泥再生処理センター）においては、資源化（堆肥化）処理方式による余剰汚泥（生ごみ含む）処理を実施し、できた堆肥を地域住民等に配布する等、有効利用します。 ◆ 廃食用油のリサイクルモデル事業を実施し、実現可能性を検討します。 	市民生活課

市民・事業者に期待される取組

<市民>

- ・環境への負荷の少ない製品やサービスの選択、節電等による省エネルギーに努めます。
- ・グリーン購入やリサイクル製品の使用に努めます。
- ・生活排水対策、ごみの減量・リサイクルのための分別収集への協力等を行います。
- ・地域のリサイクル活動、緑化活動や環境美化活動等へ参加し、地域の環境保全に貢献します。
- ・廃棄物のリサイクル関連法を正しく理解し、実践します。
- ・修理できる物は修理して使う等、長く使うことを心がけます。
- ・フリーマーケット等を活用し、不要品のリユースを進めます。
- ・生ごみの減量化のために水切りを徹底します。
- ・生ごみの減量化のためにコンポスト・電動生ごみ処理機を活用します。
- ・食品ロス削減のための30・10運動に協力します。
- ・賞味期限と消費期限の違いを理解し、賞味期限を過ぎた食品は安易に廃棄しません。
- ・マイバッグ運動に協力します。

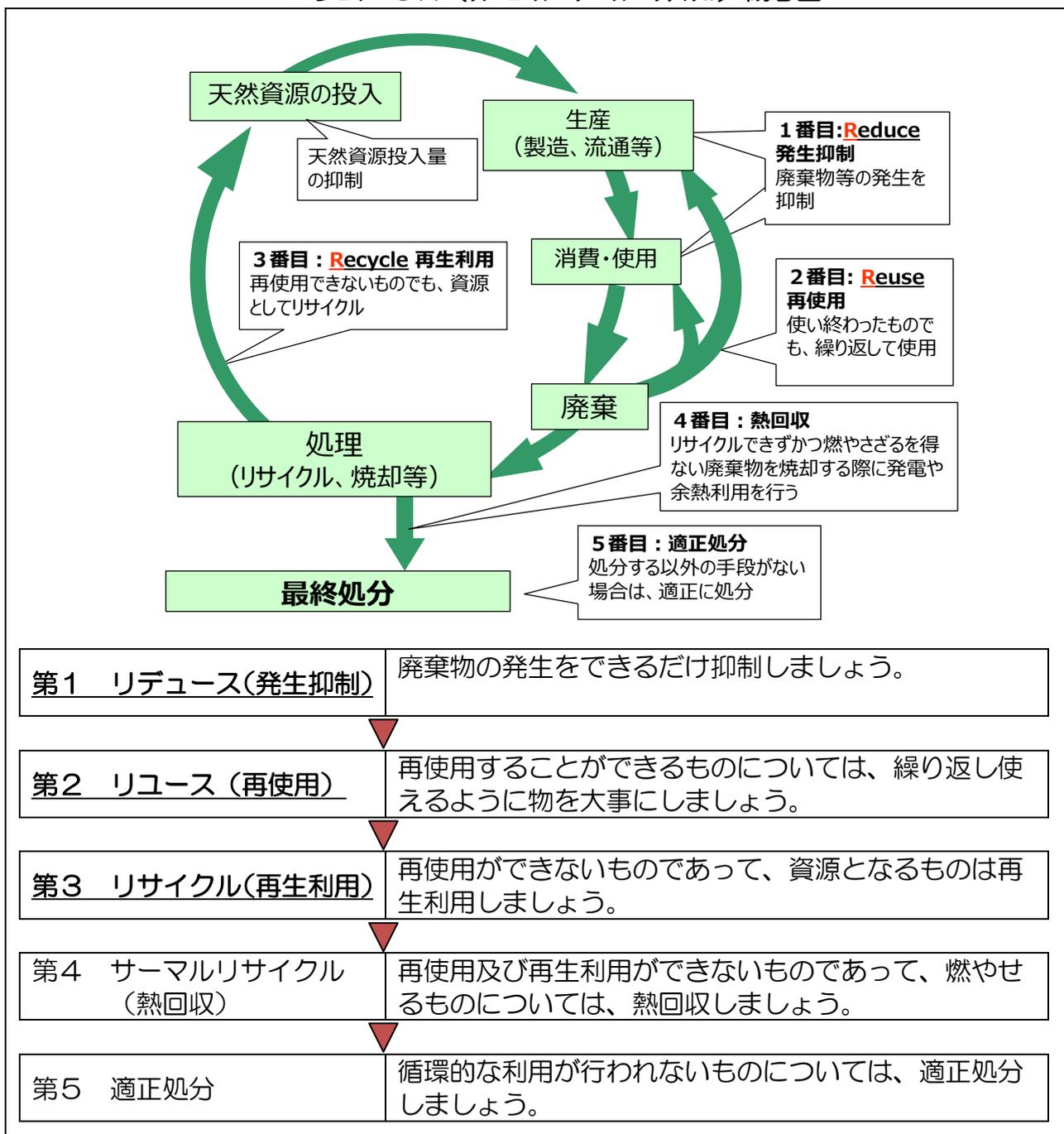
<事業者>

- ・廃棄物がリサイクル・資源化しやすい事業形態を心がけます。
- ・廃棄物のリサイクル関連法を正しく理解し、実践します。
- ・リサイクル製品の製造・販売に努めます。
- ・フリーマーケットに協力します。
- ・生ごみの減量化のために電動生ごみ処理機を活用します。
- ・食品ロス削減のための30・10運動をお客さんに勧めます。
- ・食品ロス削減のための取組である九州食べきり協力店に登録します。
- ・マイバッグ運動に協力します。

【数値目標】

項目	単位	現況値	目標値 2021年度	目標値 2027年度
1人1日当たりのごみの排出量	g	886 (2017年度)	500	500
リサイクル率	%	22.5 (2015年度)	27	27

～ コラム：3R (リデュース・リユース・リサイクル) 概念図 ～



～ コラム：廃棄物処理法基本方針（平成 28 年 1 月 21 日告示） ～

廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められた「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「基本方針」）について、平成 22 年度以降の廃棄物の減量化の目標量等を定めることが必要であること等に鑑み、平成 28 年 1 月に新たな基本方針に変更されたものです。

平成 32 年度（2020 年度）を目標年度として、これまでの目標値が新たに見直されたとともに、各種リサイクル制度の進展等を踏まえた目標（家庭系食品ロスの発生量の把握、家電リサイクル法上の回収体制の構築、使用済小型電子機器等の回収等）や、非常災害時に関する事項が追加されました。

■一般廃棄物の目標値

項目	平成 32 年度（2020 年度）目標値
排出量	平成 24 年度比：約 12%削減 （平成 24 年度排出量 45 百万トン） 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量：500 g
再生利用率	約 27%に増加（平成 24 年度：約 21%）
最終処分量	平成 24 年度比：約 14%削減 （平成 24 年度最終処分量 4.7 百万トン）

■産業廃棄物の目標値

項目	平成 32 年度（2020 年度）目標値
排出量	平成 24 年度比：約 3%の増加に抑制 （平成 24 年度排出量 379 百万トン）
再生利用率	約 56%に増加（平成 24 年度：約 55%）
最終処分量	平成 24 年度比：約 1%削減 （平成 24 年度最終処分量 13 百万トン）

■その他の目標値

項目	平成 30 年度目標値
家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村	平成 30 年度において 200 市町村（平成 25 年度：43 市町村）
家電リサイクル法の特定家庭用機器の回収体制の構築（小売り業者が引き取り義務を負わないもの）	平成 30 年度までに全ての市町村（平成 25 年度：約 59%）
使用済小型電子機器等の回収	平成 30 年度までに 80%（平成 25 年度：約 43%）

基本目標2 適正処理を進める

市民生活や事業活動から搬出される廃棄物は、量的に増加していることに加え、既存の施設で処理困難なものや有害な科学物質を含むもの等、質の多様化も見られ、その適正処理が喫緊の課題となっており、広域的な観点で取り組んでいくことが求められています。

不法投棄や不適正な野外焼却行為を防止するため、監視体制の充実、強化を図るとともに、啓発や指導、取締りの強化を図ります。

市の取組

◎ ごみの適正処理を推進します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 下西校区をモデル地区に家庭の廃食油の回収をはじめたところですが、引き続き市内全域での適用を検討します。 種子島清掃センターでは、一市一町（西之表市及び中種子町）の、広域的な適正処理に努めるとともに、ダイオキシン類対策をはじめとした公害防止対策に万全を期し、管理・運営に努めます。 種子島清掃センターから発生する焼却残さや不燃ごみは、同センター内の最終処分場で適切に処分します。 旧牧之峯不燃物埋立地では、ダイオキシン類を定期的に測定し、環境基準の達成状況を評価します。 大規模な自然災害発生に備え災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の適正な処理に努めます。 	市民生活課
<ul style="list-style-type: none"> 農業用廃プラスチック類の適正処理について、協議会、農政座談会等で関係機関・農家へ周知を行います。 農業用廃プラスチック類は、平成23年度から民間業者による収集に移行し利便性の向上を図っており、引き続き実施に努めます。 	農林水産課

◎ 不法投棄やごみの散乱等の迷惑行為を防止します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 西之表市衛生自治会と連携を密に図り、不法投棄監視パトロールを実施します。 市民、事業者に対して不法投棄、ごみ散乱（ごみのポイ捨て）、不適正な野外焼却行為防止のための啓発活動、監視及び指導を強化します。 	市民生活課

<市民>

- ごみは決められたルールに従い適正に処理します。
- 廃食油の回収に協力します。
- 農業用廃プラスチック類は適正な処理ルートを活用します。
- 違法なごみの野外焼却は行いません。
- 不法投棄をみつけたら、市等の関係機関に速やかに報告します。

<事業者>

- ごみは決められたルールに従い適正に処理します。
- 農業用廃プラスチック類は適正な処理ルートを活用します。
- 違法なごみの野外焼却は行いません。
- 不法投棄のパトロールに協力します。

【数値目標】

項目	単位	現況値	目標値 2021 年度	目標値 2027 年度
不法投棄報告件数	件	40 (2016 年度)	30	20
最終処分場埋立量	t	547 (2015 年度)	540	540



～ コラム：循環型社会を形成するための法体系 ～



出典) 環境省資料を参考

II 環境に配慮した事業活動の推進

基本目標1 環境保全活動の促進

各産業の発展と環境保全が両立することが重要であり、さまざまな事業活動によって生じる公害の防止や資源、エネルギーの効率的な利用を進め、環境への負荷の低減に努めるとともに、事業者の能力を生かした積極的な環境保全活動を促進させる必要があります。

地域特性を生かした新しい環境保全型産業の構築が、環境保全のみならず地域の活性化につながることを期待されていることから、循環型社会の形成のために、事業者それぞれの環境保全活動を促進します。

市の取組

◎ 事業活動における環境保全対策を推進します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">◆ 畜舎の適正管理、環境保全型農業の推進、農業用廃プラスチック類の適正処理の指導を行います。◆ ほ場への堆肥還元時の防臭対策、農薬の適正使用・散布時の留意事項等の指導を行います。	農林水産課
<ul style="list-style-type: none">◆ 公共事業における建設工事においては、環境に配慮した工法等を実施します。◆ 公共事業での建設工事においては、降雨時の土砂流失防止や晴天での粉じん発生抑制等、環境に配慮した公害防止工法を実施します。	建設課

◎ 資源やエネルギーの効率的な利用に取り組みます。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">◆ 廃食油を利用したバイオディーゼル燃料の実証実験に大学と連携して取り組みます。	経済観光課
<ul style="list-style-type: none">◆ 家畜糞尿由来の液肥を利用した実証栽培に取り組みます。(さとうきび・ばれいしょ・牧草等)	農林水産課
<ul style="list-style-type: none">◆ 建設リサイクル法を順守し、建設工事時に発生する資材、副産物等、可能な限り再利用します。	建設課

<市民>

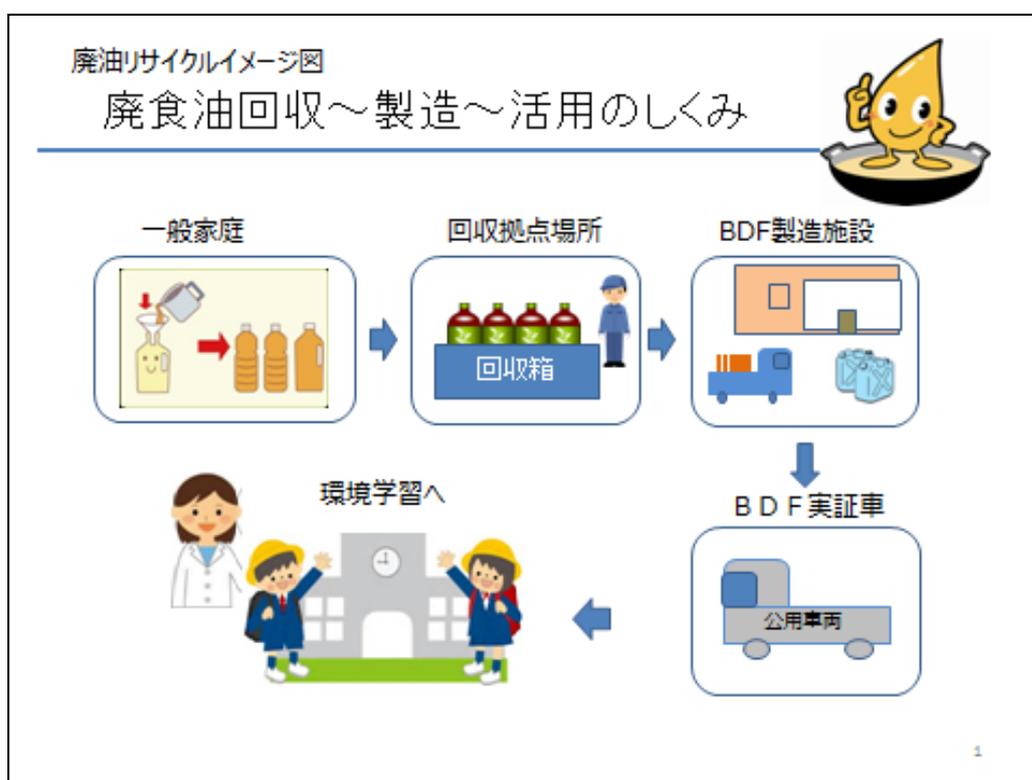
- ・ 廃食油の回収に協力します。

<事業者>

- ・ 再生資源等環境への負荷の低減に資する原材料等を利用します。
- ・ 環境への負荷の低減として汚染物質の排出削減、廃棄物の減量・リサイクル、適正処理、エネルギー利用の効率化、開発行為等に際しての環境配慮、過剰包装の抑制等に努めます。

【数値目標】

項目	単位	現況値	目標値 2021 年度	目標値 2027 年度
農業用廃プラスチック類の収集量	t	225 (2016 年度)	225	225



基本目標2 環境保全型産業の構築

産業活動は、健全な社会経済の遂行にとって不可欠なものです。私たちの生活を豊かにしますが、一方でその活動が環境に負荷を与えていることも事実です。

産業活動については、環境影響をあまり顧みることのなかった大量生産・大量消費・大量廃棄型の活動から、環境負荷を可能な限り低減した環境保全型産業への転換が急がれます。

本市においては、基幹産業である農業を基盤とする環境保全型農業をはじめとした環境保全型産業を構築していきます。

市の取組

◎ 環境保全型農業を推進します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境保全型農業の推進に努めます。 ◆ 農作物等の各品目毎に栽培暦を作成し、適正な施肥について指導を行います。 ◆ 農薬の過剰使用防止に努め、土壌、地下水汚染防止を図るために、農業営農及び経営の専門分野の指導組織である技連会（農林水産技術指導員連絡協議会）を中心に施肥基準の適正使用について指導を行います。 ◆ 水土里サークル（農地・水・環境保全対策）活動組織を中心として、遊休農地へ景観作物等を作付けする等、遊休農地対策を実施します。 ◆ 家畜排せつ物の堆肥化とその効果的活用を推進し、各種研修会において堆肥化の周知徹底を図ります。 	農林水産課

◎ 産業全般に係る環境保全への取組を推進します（農業を除く）。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境に配慮した事業活動を実施するための、セミナー・研修会等を検討します。 	市民生活課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内各漁業集落において、藻場造成や稚貝・稚魚放流の取組を行い、環境洗浄能力や多様な生物の生息・生育地の確保を進めます。 ◆ 増殖場整備による水産資源の維持・回復を図ります。 	農林水産課

＜市民＞

- 環境保全型農業を実施している農業体験に積極的に参加します。
- 環境保全型農業により生産される農産物の購入に努めます。

＜事業者＞

- 林業
 - 持続可能な森林経営に努めます。
 - 複層林施業や天然林施業等の適正な森林の整備に努めます。
- 漁業
 - 水産資源の維持・管理に努めます。
 - 資源管理型漁業、つくり育てる漁業を推進します。
 - 漁場等の保全に努めます。
- 鉱業
 - 採取跡地の適正管理や緑地の再生等、環境への配慮を行います。
- 建設業
 - 太陽光等自然エネルギーの活用、省エネルギー型建築等環境への負荷の少ない建設に努めます。
 - 環境への負荷の少ない原材料の使用、廃棄物の適正処理に努めます。
- 製造業
 - 再生紙資源等環境への負荷の少ない原材料等の利用に努めます。
 - 再生段階での環境への負荷の低減に努めます。
 - 廃棄物発生抑制、適正処理に努めます。
 - 廃棄物の適正な処理、リサイクルの協力を行います。
- 販売業
 - 過剰な包装材の使用削減に努めます。
 - 消費者からの再生資源の回収等によるリサイクルに努めます。
 - 廃棄物の適正処理等の推進に努めます。
- 再生資源業者・廃棄物処理業者
 - 廃棄物の排出者の協力を求めつつ、リサイクル、廃棄物の適正処理等を推進します。

【数値目標】

項目	単位	現況値	目標値 2021 年度	目標値 2027 年度
環境保全型農業の実施面積	ha	717 (2017 年度)	717	717
エコファーマー認定者数	人	24 (2017 年度)	25	25

～ コラム：環境保全型農業 ～

環境保全型農業とは「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」です。

平成4年に、「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料・農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」を環境保全型農業と位置付け、全国的に推進されたものです。

近年は、国際的な動きとして地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となる中で、化学肥料・農薬の低減だけでなく、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い取組も推進されています。

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動



出典) 農林水産省ホームページをもとに作成

基本方針3 地球環境をまもる（低炭素社会の構築）

地球環境問題と一口に言っても、地球温暖化、オゾン層の破壊等、身近に感じることが
できるものから地球全体を包括するような大きなもの等、様々なものがあります。

地球の温暖化は、二酸化炭素やフロン等、温室効果ガス排出量の増加や二酸化炭素の吸
収源である森林の減少等の要因によって進むものと考えられています。このため、温室効
果ガスの削減や森林保全等が重要であり、特にエネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出抑
制が求められています。そのような中、国際間の取組である締約国会議（COP）において、
世界共通の温室効果ガスの削減目標が設定される等、各国の立場に応じた取組がなされて
います。

オゾン層は、成層圏に存在し太陽からの有害な紫外線から、私たち人間をはじめとした
全ての生き物を守ってくれるものです。このオゾン層の保護のため、洗浄剤、冷媒、噴射
剤等に広く使用されているオゾン層破壊物質であるフロン類の適正な処理が求められてい
ます。

I 地球環境の保全

基本目標1 地球環境をまもる

地球温暖化の防止やオゾン層の保護は、本市ばかりでなく地球全体に影響を及ぼす大
きな問題ですが、着実に解決していくためにも、市民・事業者・市の連携のもと、省エ
ネ活動や自動車からの排気ガスの低減等、地球環境をまもるための取組を地道にかつ着
実に実施していきます。

市の取組

◎ 温室効果ガスの排出削減に努め、地球温暖化を防止します。

取組の内容	担当課
◆ 自動車からの排気ガスの抑制を図るため、地域公共交通の巡回バス・乗 合タクシーは、環境配慮型の車輛の導入に努めます。	行政経営課
◆ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した市地球温暖化対 策実行計画においては、市の施設における温室効果ガスの排出状況を把 握するために、毎年度のエネルギー使用量を調査します。	市民生活課
◆ 省エネ活動やエコドライブの取組や、事業所に対する二酸化炭素等の排 出抑制のための啓発活動を実施します。	

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自動車からの排気ガスを低減させるために、低公害車である電気自動車の普及について啓発します。 ◆ 電気自動車を充電するための充電スポットの設置を進めます。 ◆ 燃料消費量や排気ガスの削減に効果のあるアイドリングストップ運動を推進します。 ◆ 市役所では、市地球温暖化対策実行計画に基づき昼休み時間帯の消灯、冷暖房の温度設定をする等、適正温度管理を維持し節電に努めます。(エコ・オフィス運動) ◆ 公用車の運転に際しては、エコドライブの実践を図ります。 ◆ 地球温暖化防止、低炭素社会実現に向けた国民運動である「COOL CHOICE」に努めます。 	市民生活課
---	-------

◎ オゾン層保護のための取組を実施します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ オゾン層保護意識の啓発のために、広報紙、市ホームページ等を通じて、フロン類の使用を控えるよう啓発します。 ◆ エアコン、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機等のフロン類の使用電化製品について、電気販売店にフロン類の回収・処理を依頼するよう啓発します。 ◆ 廃棄自動車の海上輸送費の一部補助を実施し、自動車の適正処理（フロン類の回収）を促します。 	市民生活課

市民・事業者に期待される取組

<市民>

- ・自宅敷地内の緑化に努めます。
- ・近隣への移動には車を使わないよう努めます。
- ・自家用車の購入に際しては、低燃費・低公害型車両を検討します。
- ・エコドライブに努めます。
- ・フロン含有製品を廃棄する場合は、適正に処理を行います。

<事業者>

- ・敷地内の緑化に努めます。
- ・社用車の購入に際しては、低燃費・低公害型車両を検討します。
- ・エコドライブに努めます。
- ・フロン含有製品を廃棄する場合は、適正に処理を行います。

【数値目標】

項目	単位	現況値	目標値 2021 年度	目標値 2027 年度
市役所（公共施設）CO ₂ 排出量	t-CO ₂	3,407 (2015 年度)	2,994	2,347

～ コラム：「締約国会議 -COP-」 ～

国際的に地球環境問題を協議、決定する会議に締約国会議があります。これは条約を批准した国による会議であり、加盟国が物事を決定する最高決定機関となります。

地球温暖化対策は、気候変動枠組条約に基づいた締約国会議（Conference of the Parties 以下、COP とします）であり、1995 年にドイツ ベルリンで開催された COP1 から 2017 年 11 月にドイツ ボンで開催された COP23 まで、2017 年 12 月現在で 23 回開催されました。

COP は何れもとても重要な会議ですが、その中でも 2015 年にフランス パリで開催された COP21 では地球温暖化対策に関しての今後の指針となるパリ協定が採択されました。パリ協定では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」ことが目標として掲げられており、また、先進国のみを対象としたものではなく、途上国を含む全ての参加国に、排出削減の努力を求める枠組みであることは非常に画期的な内容となっています。

我が国も、この目標を達成すべく、地球温暖化対策に全力で取り組む必要があります。

JCCCA

各国の削減目標

国連気候変動枠組条約に提出された約束草案より抜粋

国名	削減目標
 中国	2030 年までに GDP 当たりの CO ₂ 排出量を 60-65% 削減 (2005 年比)
 EU	2030 年までに 40% 削減 (1990 年比)
 インド	2030 年までに GDP 当たりの CO ₂ 排出量を 33-35% 削減 (2005 年比)
 日本	2030 年までに 26% 削減 (※2005 年比では 25.4% 削減) (2013 年比)
 ロシア	2030 年までに 70-75% に抑制 (1990 年比)
 アメリカ	2025 年までに 26-28% 削減 (2005 年比)

平成 27 年 10 月 1 日現在

出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター

～ コラム : 「COOL CHOICE (クールチョイス)」 ～

「COOL CHOICE」とは、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、省エネ・低炭素型の製品への買換・サービスの利用・ライフスタイルの選択等、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のことで、政府を挙げての国民運動となっています。

COOL CHOICE 推進キャンペーンとして様々な取組がなされています。



みんなのできることもある ～ 1回で受け取りませんかキャンペーン～



1回で受け取りませんか

宅配便の再配達は、環境負荷の増加や社会的損失を招いていることから、再配達削減に向けて新たな取り組みが必要となっています。様々な社会経済活動、そして私たちの生活は、宅配便を含めた物流システムによって支えられ、成り立っています。消費者（受取人）の皆様にもこうした社会的損失について、幅広く理解をしていただき、問題解決に参加していただくことが大変重要です。

このようなことから、環境省では、地球温暖化防止のための普及啓発を推進するための環境大臣をチーム長とした「COOL CHOICE推進チーム」の下で、「COOL CHOICEできるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン～みんなで宅配便再配達防止に取り組むプロジェクト～」を平成29年3月に立ち上げました。

キャンペーンでは、経済産業省及び国土交通省と連携しつつ、本キャンペーンに賛同頂いた関係者のご協力を得ながら、宅配便を利用される国民一人一人の皆様へ、ご協力の呼びかけを広く行っていきます。

▶ キャンペーン宣言書

出典) 環境省ホームページ <<http://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/>>

基本目標2 環境負荷の少ないエネルギーの利用

環境への負荷を低減するとともに、限りあるエネルギー資源の有効な活用を図るため、事業者や家庭におけるエネルギーの適正かつ効率的な利用を推進します。

市の取組

◎ 環境負荷の少ないエネルギー利用を推進します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共施設の風力発電設備等の設置に際しては、適切な運用がなされるよう調整を行います。 ◆ 離島の再生エネルギーの出力制御の上限の撤廃を求める取組を検討します。 	行政経営課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災拠点施設（市庁舎）及び一部の避難所（すこやか、国上小、住吉小等）に設置された太陽光、風力発電設備及び蓄電設備の適切な運用に努めます。 	総務課 行政経営課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ バイオマス発電の導入可能性の調査、検討を行います。 ◆ 林地残材のバイオマス利用（燃料用の木材チップ等）について検討します。 	行政経営課 農林水産課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 夏季及び冬季を中心に、省エネルギー・節電に関する広報を行い啓発します。 ◆ 市内に設置された電気自動車充電設備を適切に運用します。 	市民生活課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内の街路灯・防犯灯等の照明設備のLED化を推進します。 	市民生活課 建設課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市庁舎においては、平成25年度に導入したエコネットシステムにより最大電力の管理抑制を行い省エネに努めます。 ◆ 市庁舎の冷暖房運転の適正温度管理や昼食時間の消灯を実施します。 	財産監理課

<市民>

- ・省エネに配慮した生活を心がけます。
- ・電気使用量を把握することで、節電を心がけます。

<事業者>

- ・社用車の購入に際しては、低燃費・低公害型車両を検討します。
- ・エコドライブに努めます。
- ・電気使用量を把握することで、節電を心がけます。
- ・再生資源等環境への負荷の低減に資する原材料等を利用します。
- ・環境への負荷の低減として汚染物質の排出削減、廃棄物の減量・リサイクル、適正処理、エネルギー利用の効率化、開発行為等に際しての環境配慮、過剰包装の抑制等に努めます。

【数値目標】

項目	単位	現況値	目標値 2021年度	目標値 2027年度
街路灯・防犯灯のLED導入割合	%	14 (2017年度)	20	30

～ コラム：エコドライブ10のすすめ（エコドライブ普及連絡会） ～

1. ふんわりアクセル「eスタート」
発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進しましょう。
2. 車間距離にゆとりをもって、運転走行中は、一定の速度で走ることを心がけましょう。
3. 減速時は早めにアクセルを離しましょう。
4. エアコンは適切にしましょう。
5. ムダなアイドリングはやめましょう。
6. 渋滞を避け、余裕をもって出発しましょう。
7. タイヤの空気圧チェックを習慣づけましょう。
8. 不要な荷物はおろしましょう。
9. 走行の妨げとなる迷惑駐車はやめましょう。
10. 自分の車の燃費を把握しましょう。

基本方針4 安全・安心で快適なまちづくり（生活環境の保全）

私たちの住む地球は、大気、水、土壌等の間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。

本市における水質の汚濁や悪臭等の環境問題は、この循環が人為的作用により崩壊したために発生しており、健全な水や大気の循環の再構築が求められています。そして、地域レベルの環境保護、保全対策が、地球規模の環境保護・保全につながるとの認識で、諸施策を展開していくことが重要です。

これら循環する環境に対しては、生活を営む市民一人ひとりが、環境問題の被害者であり、同時に加害者でもあるとの認識に立って、自然環境の恵みを楽しみつつ、持続的発展が可能な循環を基調とする社会を構築していくことが求められています。

豊かな緑や清らかな水辺、美しい町並みや歴史的な雰囲気等の快適な環境（アメニティ）は、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらします。生活水準の向上や価値観の多様化、生活環境に対するニーズの高まりに伴い、身近な環境の質を積極的に高め、このような快適な環境を確保しながら、人間と環境との調和を図ることが求められています。

また、本市の歴史的・文化的環境の保全と活用を図りつつ、地球環境の保護・保全のため、国際的に協力できることも考えながら、その活動に積極的に取り組むことも求められています。

I 水・大気環境の保全

基本目標1 水環境の保全

水は、地球上を海洋（蒸発）⇒雲⇒降雨⇒森林（貯蓄）⇒耕地⇒河川（流下）⇒干潟、そして、また海洋へと循環し、その過程で汚濁物質は浄化されます。そして、社会経済活動を通じさまざまな形態で利用されており、利用の各段階で水環境への負荷が発生します。

公共用水域は、概ね環境基準を達成していますが、一部河川では水質汚濁もみられる等、引き続き汚濁物質の排出抑制が課題となっています。

安全できれいな水を確保するために、水を汚さない取組を推進し、とりわけ汚濁負荷の高い生活排水と農畜産業排水の浄化対策を推進します。

市の取組

◎ 適正な水環境の確保に努めます。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 鹿児島県が行う公共用水域の水質検査結果により、市内の河川の水質汚濁の状況を広く監視し、市では、環境保全に資するために、西京川・湊川・沖ヶ浜田の水質検査を実施します。 ◆ 生活排水処理基本計画に基づき、合併処理浄化槽の設置を推進します。 ◆ 水質汚濁解消に効果があるとされるエコ種子島（環境浄化微生物）の普及に努めます。 	市民生活課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保水能力の高い水源かん養林の育成・維持管理のために、施業集約化（複層林及び天然林）、市有林間伐による森林整備に努めます。 ◆ 樹木の更新を伴う伐採（主伐）に努め、再造林を推進することを検討します。 	農林水産課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 下水道施設の設置可能性について検討します。 	建設課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 取水地点における河川は、毎日監視を行い、河川の異常等を注視します。 ◆ 原水や浄水の水質管理は、毎日検査や毎月1回の検査機関による水質検査を行います。 	水道課

◎ 事業所における排水対策を実施します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 西之表保健所等関係機関と連携し、事業所からの排水の監視に努め、水質に関する問題が生じた場合、すぐに指導できる体制とします。 	市民生活課

◎ 農業における水質汚濁対策を実施します（硝酸性窒素等の削減）。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 家畜排せつ物が適切に処理されるよう牛舎・草地造成の設計及び整備を実施します。 ◆ 家畜排せつ物処理施設等の整備を促進するとともに、運営・管理が適正に行われているか確認作業を実施します。 ◆ 生産履歴、管理体制等の情報管理を目的とするトレーサビリティの実施や、環境にやさしい農業を行う農業者であるエコファーマーの推進、減農薬・減化学肥料の取り組みを行います。 ◆ 田畑、公園、街路樹等への農薬の使用については、栽培暦検討会の中で、その施肥基準等の見直しを行います。 	農林水産課

<市民>

- ・単独浄化槽を設置している場合、合併浄化槽への設置替えを行います。
- ・浄化槽は定期的に検査を受ける等、適正な維持管理に努めます。

<事業者>

- ・水質汚濁防止法を順守し、適正な排水処理を行います。
- ・単独浄化槽を設置している場合、合併浄化槽への設置替えを行います。
- ・浄化槽は定期的に検査を受ける等、適正な維持管理に努めます。

【数値目標】

項目	単位	現況値	目標値 2021年度	目標値 2027年度
汚水処理人口普及率	%	48.4 (2016年度)	58	70
公共用水域の環境基準達成率（甲女川・西之表 港海域・浦田・能野・沖ヶ浜田・西京川・湊川）	%	100 (2017年度)	100	100



基本目標2 大気環境の保全

大気環境（空気）は、私たちの身の回りにおける最も身近な環境媒体であると同時に生きるためになくてはならないものです。大気汚染や悪臭等が発生すると、生活環境にすぐに影響が生じることから、常日頃から大気環境を保全していきます。

市の取組

◎ 悪臭発生の防止、低減に努めます。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 悪臭に関して通報等があった場合、関係部署と連携し、悪臭を伴う事業所等に対する指導、監視を行います。 （例えば、畜産に伴う通報については、農林水産課と連携し指導を行います。） 	市民生活課
<ul style="list-style-type: none"> 農政座談会及び各地区の和牛振興会、役員会の中で悪臭防止のための適正対応を求めています。 堆肥センター（JA）による堆肥化を進め、悪臭の発生が抑制された資源利用を推進します。 家畜ふん尿等を肥料として利用する場合は、栽培暦に施肥基準を掲載し指標を示すことで悪臭の発生抑制を図ります。 農政座談会において不適正な処理がなされないよう注意を喚起をします。 	農林水産課

◎ 大気汚染を防止します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 自動車からの排気ガスの抑制を図るため、地域公共交通の巡回バス・乗合タクシーは、環境配慮型の車輛の導入に努めます。 	行政経営課
<ul style="list-style-type: none"> 事業所に対しては、ばい煙、有害物質等の排出の規制・指導を継続し、問題となる事業場や各種施設等があれば立入検査を行い指導することで排出抑制を図ります。 黄砂の飛来や、光化学オキシダント、PM2.5等の大気汚染物質が高濃度となることが予想される場合、市ホームページ等を通じて速やかに情報を周知します。 市民・事業者に対して不適正な野外焼却行為防止のための啓発活動、監視及び指導を強化します。 	市民生活課
<ul style="list-style-type: none"> 劣化の激しい路面（車道、歩道）の舗装補修事業を計画的に実施します。 	建設課

◎ 騒音の発生を防止します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 騒音の発生が想定される事業者や建設工事に際しては、特定建設作業実施届・指定施設設置届の提出を求め、規制・指導・監視を実施します。 ◆ カラオケ騒音や拡声器騒音等の事業活動に伴い発生する騒音による苦情・相談があれば原因調査を行い対策を検討します。 ◆ 生活に伴い発生する騒音（生活騒音）による苦情に対しては、関係機関と協働し指導を行うとともに、低減のための指導・啓発を行います。 	市民生活課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共工事を発注する場合、低騒音・低振動の施工機種で行うよう設計します。 	建設課

市民・事業者に期待される取組

<市民>

- ・公共交通機関（巡回バスや乗り合いタクシー）を積極的に利用します。
- ・自家用車の購入に際しては、低燃費・低公害型車両を検討します。
- ・エコドライブに努めます。
- ・騒音を発生させない生活習慣を心がけます。
- ・違法なごみの野外焼却は行いません。

<事業者>

- ・悪臭を発生させない事業活動を心がけます。
- ・家畜排せつ物は処理施設等で適切に処理します。
- ・ばい煙発生施設の稼働に関しては、基準を超えたばい煙が発生しないよう運転管理を行います。
- ・社用車の購入に際しては、低燃費・低公害型車両を検討します。
- ・エコドライブに努めます。
- ・騒音を発生させない事業活動を心がけます。
- ・違法なごみの野外焼却は行いません。

【数値目標】

項目	単位	現況値	目標値 2021 年度	目標値 2027 年度
空気のきれいさへの満足度	%	79.1 (2014 年度)	85	90
悪臭・野焼苦情件数	件	25 (2016 年度)	20	15

II 快適環境（アメニティ）の創造

基本目標1 快適環境の創造

本市は、美しい海に囲まれた、緑豊かな自然あふれる快適な環境に恵まれています。豊かな緑や清らかな水辺、美しい町並みや歴史的な雰囲気等の快適な環境（アメニティ）は、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらします。生活水準の向上や価値観の多様化、生活環境に対するニーズの高まりに伴い、身近な環境の質を積極的に高め、このような快適な環境を確保しながら、人間と環境との調和を図る取組を実施します。

市の取組

◎ まちを清潔に、きれいに保ちます。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 市民総参加による海岸清掃・道路清掃を定期的実施し、美しい町並みの維持・管理に努めます。 海岸漂着ごみについては、市内沿岸部を定期的にパトロールし、必要に応じて回収を行います。 ボランティア清掃を行う企業や団体等に対して、ごみ袋の提供・ごみ処理手数料の減免を行います。 	市民生活課
<ul style="list-style-type: none"> 河川愛護活動について広報紙等で普及・啓発します。 	建設課

◎ 緑化を推進し、樹木の保存に努めます。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 緑の募金運動を通じ、地域や学校の緑化活動を推進することで、自然の大切さやそれを育む心の育成を図ります。 社寺林等身近な樹木については、樹木の所有者に対し、病虫害防除用の薬剤の配布を行うことで、所有者の協力を得ながら保全に努めます。 市指定の名木・古木及びそれに準ずる地域のシンボリックな樹木については、定期的な点検を行い必要に応じた樹木医による診断、保全工事を行います。 	農林水産課
<ul style="list-style-type: none"> ハイビスカス里親制度を活用し、市と里親による協働の緑化事業を行います。 企業、事業者の花の苗や肥料を提供し、緑のまちづくりに努めます。 道路改良工事では、法面等の緑化に努めます。 	建設課

◎ 環境の多目的機能を活用し、より良い環境づくりに努めます。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> 緑地の保全等、自然環境に配慮した災害復旧工事等の推進に努めます。 自然災害時の緊急避難場所として、自然緑地等のオープンスペースの活用を推進します。 	総務課
<ul style="list-style-type: none"> 河川・海の水質浄化機能の向上を図るため、森林や農地等の適正な維持管理を推進します。 	農林水産課
<ul style="list-style-type: none"> 公共工事を施工する場合は、環境に配慮するように努めます。 	建設課
<ul style="list-style-type: none"> 自然体験・学習等の場として、あっぱ〜らんど等を活用します。 	社会教育課

市民・事業者に期待される取組

<市民>

- ・ハイビスカス里親制度に参加します。
- ・地域の清掃活動に参加します。
- ・ごみのポイ捨てはしません。
- ・ペットの糞は持ち帰ります。
- ・親水空間の維持管理活動に参加します。
- ・敷地内の緑化を推進します。
- ・緑の募金運動に協力します。

<事業者>

- ・地域の清掃活動に参加します。
- ・敷地内の緑化を推進します。
- ・緑の募金運動に協力します。

【数値目標】

項目	単位	現況値	目標値 2021年度	目標値 2027年度
市民一斉海岸清掃参加者数	人	1,800 (2016年度)	2,300	2,500
西之表市は住みよいまちと 思っている人の割合	%	76.2 (2017年度)	78	80

基本目標2 美しい景観の保存と創出

豊かな緑や清らかな水辺、美しい町並みや歴史的な雰囲気等、美しい景観の保存と創出は、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらします。この貴重な景観資源を守るとともに、本市にマッチした景観環境を創出していきます。

市の取組

◎ 美しい景観を保存するとともに、新たな景観の創出に努めます。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 森林地域については、緑豊かな景観の保全に努めます。 ◆ 農村地域の水と土を中心とする地域資源を歴史的・文化的観点から再評価し、美しい農村景観等の保存に配慮した整備等を推進します。 ◆ 農業農村の有する地域資源の適切な保全に取り組みます。 ◆ 景観形成活動として、地域の清掃活動、植栽活動を行います。 ◆ 農村景観の構成要素（観賞用）となるコスモスやヒマワリを遊休農地等に栽培します。 	農林水産課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市内の歴史的建造物の景観に配慮した周辺整備の調査・研究を推進します。 	社会教育課

市民・事業者に期待される取組

<市民>

- ・住宅の建築にあたっては、地域の景観に配慮します。
- ・まちの美化活動・清掃活動に協力します。
- ・景観向上のための活動に協力します。

<事業者>

- ・事業所の建築にあたっては、地域の景観に配慮します。
- ・景観向上のための活動に協力します。

【数値目標】

項目	単位	現況値	目標値 2021年度	目標値 2027年度
町並みの美しさに満足している人の割合	%	27.9 (2016年度)	35	50
地域の景観に花と緑が感じられている人の割合	%	70.6 (2017年度)	80	85

基本目標3 歴史的・文化的遺産の保全と活用

本市には、地域ごとに大切に保全、継承されている歴史的・文化的遺産や伝承が多く残されており、それらは、自然環境にとっても、大切な役割を果たします。

そこで、これらのものを、学校や地域等での取組を通じて、市民一人ひとりが愛着を深め、心のふるさととして保全し活用していきます。

市の取組

◎ 歴史的・文化的遺産を保全し、活用します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">◆ 県・市指定無形民俗文化財保存団体で構成される市無形民俗文化財保存連絡協議会に助成を行い、伝統文化・芸能の各保存団体の保存・伝承活動を支援するとともに、活性化を図ります。◆ 芸能の公開の場の提供として、県・市等が主催するイベント等に積極的に出演できるような体制作りを行います。◆ 未指定の芸能についても、積極的に発掘・調査を行います。◆ 市ホームページ、広報等を活用して、本市の貴重な自然や歴史的環境を内外に広く紹介します。◆ 市内各所において、文化財、パワースポット、ミステリースポット、遺跡等の説明用の看板等を拡充します。◆ 文化財保護法に基づき、開発事業と埋蔵文化財の調整を図るため、開発事業者との事前協議を徹底し、埋蔵文化財の発掘調査を行い、適切な保存・保護に努めます。	社会教育課

<市民>

- 本市の歴史・文化に関心を持ち、関連するイベントに積極的に参加します。
- 地域の伝統行事に積極的に参加します。
- 身近な文化財等について、観光客等に説明できるよう知識の習得に努めます。

<事業者>

- 開発事業の際の埋蔵文化財の発掘調査には積極的に協力します。

【数値目標】

項目	単位	現況値	目標値 2021年度	目標値 2027年度
郷土の文化財への愛着・誇り	%	62.1 (2016年度)	72	82



基本方針5 環境を学び考え行動する（環境学習・教育の推進）

今日の環境問題は、地球温暖化や廃棄物に関わる問題にみられるように、その原因は市民のライフスタイルと密接にかかわっています。

これら深刻化する環境問題の解決のためには、現在の大量生産、大量消費、大量廃棄という環境負荷の多いライフスタイルを環境負荷の少ないものへ、できるだけ早く変革していくことが求められています。

そのためにも、市民一人ひとりが、自然環境の美しさや豊かさ、良質さにふれあい、現状を把握する環境学習を推進し、人間と環境の相互作用について理解し、実践する市民づくり（地球人づくり）が求められています。

I 環境学習・教育の充実

基本目標1 環境学習・教育体制の整備

本市の将来を担う子ども達には、先人から引き継いできた豊かな西之表市の自然環境を再認識し、地球的視点で地域を考えられる人材に育つことが求められています。このためには、自然体験活動を支える地域体制を構築するとともに、環境学習を推進できる地域の整備と活用を図ります。

近年の学校における環境学習・教育については、総合的な学習等の時間の中で取り組むことも多くなっています。これらの時間を有意義に活用するためには、地域の人材や資源を生かした学習・教育が不可欠であることから、学校や家庭、あるいは地域が連携した環境学習・教育及び環境保全活動を推進していきます。

市の取組

◎ 環境保全を担う人材を育成し、活用を推進します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none">◆ 各種研修会を活用し、環境学習リーダーとなる人材の育成に努めます。◆ 地域の資源を活用した学習会・研修会等を企画・開催します。◆ 毎月第3土曜日の青少年育成の日を中心に開催される地域子ども会等による環境学習や環境保全活動の支援を行います。	社会教育課

◎ 環境学習・教育の推進拠点の整備・活用を推進します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 小学校での環境教室を要望により実施します。 ◆ 種子島清掃センターでは施設見学を常時受け入れており、ごみの減量化、リサイクルの推進を啓発します。 	市民生活課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自然体験・文化体験・ボランティア体験等、自然や文化にふれる様々な体験・学習の場を提供します。 ◆ 身近な自然に親しんでもらうため、定期的に山野草木展を開催します。 ◆ 社会教育施設等の整備充実を図り、環境学習の拠点づくりに努めます。 ◆ 地区・自治公民館を拠点として、地域の人材を活用した環境学習講座（公民館講座）の開設に努めます。 	社会教育課

◎ 学校における環境学習・教育を推進します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 海岸清掃、漂流ビン流しを行い、潮流や漁業、海洋に関する環境等について学べる取組を行います。 ◆ 環境学習・教育に関する教職員への研修を推進します。 ◆ 作物の栽培を通して、地域の農地・水といった環境資源の大切さを学びます。 ◆ 自然体験型の宿泊学習を行います。 ◆ 学校農園や観察池（ビオトープ）等で、動植物の観察を行い、生き物の大切さを学ぶ機会を設けます。 ◆ 全学校で環境教育に関する全体計画を作成し、教科や領域の特質に応じた環境教育を行う体制を整備します。 	学校教育課

◎ 家庭における環境学習・教育を推進します。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第3日曜日の家庭の日に、家庭での自然体験等を推進します。 ◆ 市子ども会連絡協議会と連携し、環境美化活動（7月第3土曜日実施の青少年ふるさと美化活動等）を推進します。 	社会教育課

<市民>

- ・各種環境学習・教育活動に参加します。
- ・環境学習リーダー研修、ジュニアリーダー研修会に参加します。
- ・ふるさとまなび～隊事業等の自然にふれあう事業に参加し、自身でも自然にふれあう機会を設けます。
- ・地域や学校での環境保全活動に積極的に参加します。
- ・環境人材バンクに登録します。
- ・種子島清掃センターを見学し、本市のごみ処理・資源化を学びます。
- ・学校農園での農作物の栽培・収穫に協力します。

<事業者>

- ・地域の環境保全活動に積極的に参加します。

【数値目標】

項目	単位	現況値	目標値 2021年度	目標値 2027年度
各地域の子供会での清掃活動回数	回	61 (2016年度)	85	110

～ コラム：持続可能な開発のための教育（ESD） ～

「持続可能な開発のための教育：ESD」(Education for Sustainable Development) は、持続可能な未来や社会づくりのために行動できる人の育成を目的とした教育のことを言います。環境、人権、健康福祉、多文化共生、まちづくり等の様々なテーマがあります。

ESDを推進するために、全国の小学校の環境教育と連携した取組がなされ、例えば鹿児島県でも「学校周辺の自然と生き物と私たちの生活のつながり」というテーマで実施されています。



①学校周辺の生物探し【フィールドサイン】を探す
②学校周辺の生物探し【野鳥】を探す
③生き物と自分たちの世界のつながりを考える

プログラムの概要
普段、当たり前になり目を向けることが少ない、学校周辺の生物を題材にし、身近なところにとれくらの生物がいるかを調べ、学校周辺の生物相の豊かさに気付くとともに、調べた生物たちが食物連鎖等によりどのようなつながっているか、また、自分たちの生活がどの程度の影響を与えているかをグループで考える。授業参観時に、保護者に向けて、調べ考えたことを発表し、自分たちが望む未来のために出来ることを宣言する。

プログラムの目標
①学校周辺（1kmの生活圏内）にいる生物に気付く。
②生物どうのつながりや考え方を身に着けることで、生物多様性の考え方を身に付ける。
③発表する際、「自分たちが望む未来」を考え、宣言することで、未来を考える力を身に付ける。

※実証モデル校事例：始良市立山田小学校

出典) 環境省ホームページ<<https://edu.env.go.jp/esd/program/>>

II 環境情報の交流及び広報・啓発の推進

基本目標1 環境情報の充実

社会経済活動のあらゆる場面において、環境に関する適切な情報の収集と発信ができ、得られた情報の社会的共有化が図られるようICT（情報通信技術）を活用したシステムの構築・運用を行い、環境に関する情報交流を充実させていきます。

市の取組

◎ 環境情報を充実させます。

取組の内容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市のホームページや広報紙に環境問題やごみに関する情報を掲載することで、環境問題への対応策を普及啓発するとともに、ごみ排出量の抑制及びリサイクルを進めます。 ◆ 家庭ごみの出し方については、市ホームページ等を通じて分かりやすく周知することを心がけます。 ◆ 市民参加による環境学習・教育プログラムを推進します。 <p>＜具体事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 親子で学ぶ新エネルギー教室の実施を検討します。 ➢ 生活排水についてPRを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民、事業者、民間団体、学校、市の環境学習・教育ネットワークの構築を推進します。 <p>＜具体事例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境情報誌の発行 ➢ 環境学習等の開催 ➢ みんなで生ごみ活用事業 等 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 環境保全に関する研修等、多様な場の活用による職場の環境保全意識の向上に努めます。 ◆ 事業者の環境保全の取組を推進するための環境マネジメントシステムであるISO14001やエコアクション21等を紹介するとともに、認証取得を推奨します。 	<p>市民生活課</p>

<市民>

- 各種講座やイベント等に参加します。
- 環境に関する知識の習得に努めます。

<事業者>

- 従業員各人の環境保全活動への参加を励行します。
- 環境保全に関する研修、会議等、多様な場の活用による職場の環境保全意識の向上に努めます。
- 企業活動における環境情報の開示に努めます。
- 環境保全を実施するための技術及び商品の開発を進めます。
- 環境マネジメントシステム（ISO14001 等）の取得等、自主的な環境保全に向けた取組に努めます。
- 市及び国、県、各地方公共団体が実施する環境保全施策に積極的に協力します。

【数値目標】

項目	単位	現況値	目標値 2021 年度	目標値 2027 年度
環境情報発信数 (情報誌、広報紙掲載・発行回数)	回	6 (2016 年度)	8	12
広報紙やホームページを月に数回 読んだり見たりしている人の割合	%	63.6 (2017 年度)	90	100



第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

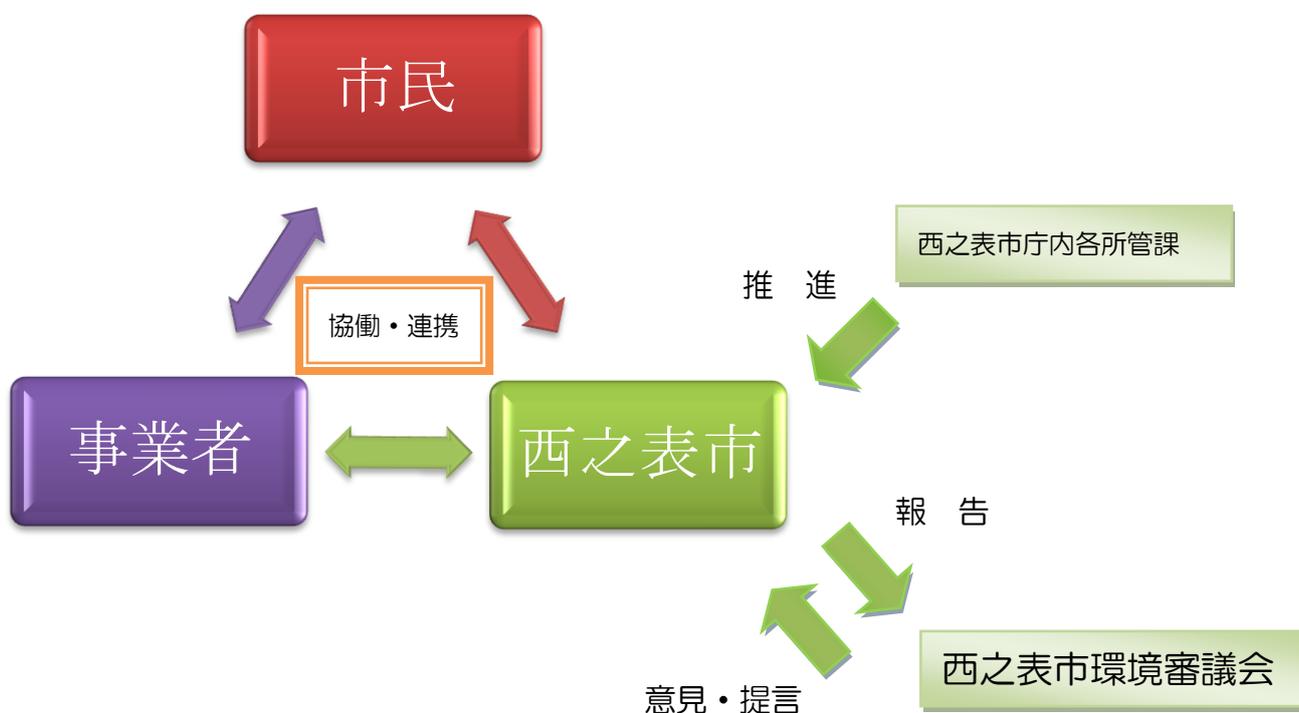
環境基本計画の推進にあたっては、市民・事業者・行政（市）が各々の役割をもとに協働して取り組むことが必要です。

「目指すべき環境像」の実現に向けて、本計画の実効性を高め、計画を着実に、かつ持続的・効果的に推進していくために必要な体制整備を図ります。

【計画推進体制】

環境基本計画の推進は、市民及び民間団体・事業者・行政（市）の3者による取組を基本とします。

計画推進に係る進行管理は、西之表市（市民生活課）を主体として進めることが基本ですが、西之表市環境審議会や西之表市庁内の各所管課からの意見等を反映させていきます。



【各主体の役割分担】

私たちは、日常生活において、さまざまな形で環境への負荷を与えています。そこで、私たち一人ひとりが循環型社会の形成に向け、それぞれの役割を理解するとともに、あらゆる主体が自らの活動に環境への配慮を取り入れる必要があります。

特に、21世紀は環境の世紀と言われ、地球的な環境配慮行動が必要となっており、本市においても、その実現のために、各主体が積極的に実践し、それぞれが相互に協働していくことが求められています。

- 市民・・・人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境保全に関する行動を進めるとともに、計画の推進に参加し、協力します。
- 事業者・・・自らの活動が、環境に影響を与えていることを自覚し、環境汚染の防止はもとより、良好な環境の保全に努め、計画の推進に協力します。
- 市・・・本市の自然的社会的条件に応じてさまざまな施策を策定し、総合的展開を図るとともに、全庁をあげて環境基本計画の目標の実現に取り組み、さらに、自ら率先した環境配慮行動に積極的に取り組みます。

【西之表市環境審議会】

西之表市環境審議会は、市の環境関連施策を検討するための市長の諮問機関です。環境基本計画年次報告に基づき、計画の進行状況を専門的な観点から点検・評価するとともに、意見や提言を述べます。

【西之表市庁内各所管課】

西之表市環境基本計画の取組の実施や進行管理については、西之表市庁内の各所管課で適宜調整・整合を図り、計画の円滑な推進に努めます。

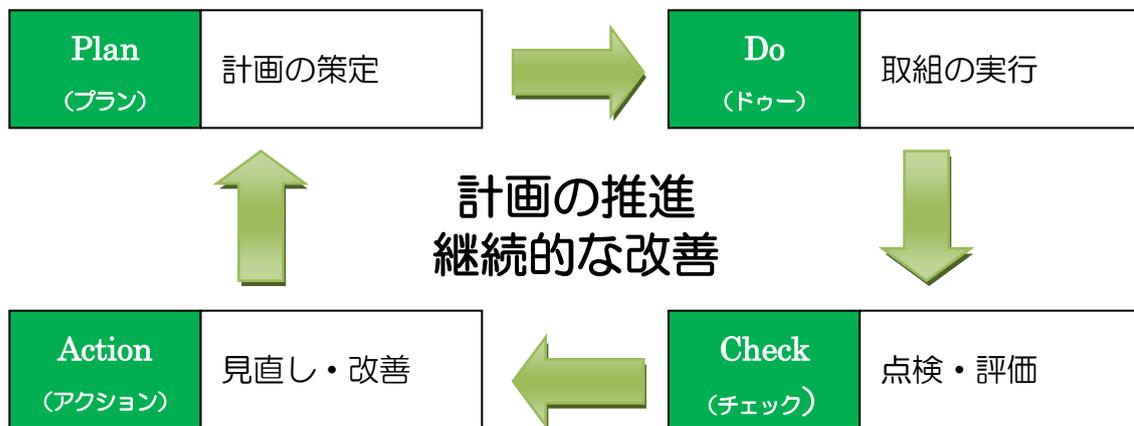
第2節 計画の進行管理方法

環境基本計画について、実効性を高め、円滑かつ効果的に進めるためには、適切に進行を管理する仕組みが必要です。

本計画に基づく施策の進捗状況や、目標の達成度を定期的に把握・評価し、市民・事業者の行動計画や市施策、また、達成すべき目標について、必要に応じて適宜見直しを図ると同時に計画の改善案・代替案を策定することにより、常により良い計画を目指すシステム（環境管理システム：PDCA サイクル）を構築することで、継続的な取組を推進していきます。

また、計画の普及を図るために、計画の概要版の作成、広報・インターネットホームページによる市民・事業者への普及・情報提供を行います。また、計画の推進をテーマとしたシンポジウム等の開催についても検討していきます。

※PDCA サイクルとは、事業活動を円滑に進める手法の一つです。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検）→ Action（見直し）を繰り返すことによって、継続的に業務を改善しつつ実行していくものです。



計画の策定 (PLAN)	検討した改善・代替案を、環境基本計画の施策の推進方策や体制に反映させます。
取組の実行 (DO)	市民・事業者・行政(市)の協働で、環境基本計画に掲げられた行動計画を実行し、目標の達成をめざします。
点検・評価 (CHECK)	環境報告書の作成・公表を通じて、目標の達成状況、施策の進捗状況について、市民、事業者、関係機関からの意見・提言を広く聞くことで、評価を行います。
見直し・改善 (ACTION)	評価の結果を踏まえた上で、行動計画、施策を検討し、関係機関からの意見・提言を広く聞くことで、必要に応じて改善・代替案の検討を行います。

第3節 計画の評価方法

- ◆環境基本計画に掲げた施策については、市の各部署において定期的に確認します。その際に、問題点が確認された場合は、市民生活課及び担当部署にて改善するための方策を検討します。
- ◆市民や事業者の取組状況については、アンケート調査や聞き取り調査等を実施することで、適宜、把握に努めます。
- ◆目標の達成状況や施策の取組状況についての検討結果は、市のホームページや広報紙を通じて広く報告します。また、西之表市環境審議会にも定期的に報告し、意見や提言を求めます。報告結果に対する意見は、市民、事業者から広く受け付けるものとして、内容を検討した上で、積極的に計画に反映していきます。
- ◆環境施策の推進にあたっては、庁内関係各課の連携した取組が不可欠であり、常時、環境施策について横断的な調整が行える組織づくりが必要です。庁内各課における取組に関して連携・調整を図り、計画で示された目標がどの程度取り組まれているかの評価を実施します。
- ◆長期的視点のもとで環境施策を計画的に推進するため、環境に関する情報の収集・提供を積極的に行っていきます。
- ◆望ましい環境像の実現に向けた良好な環境の保全・保護を着実に進めていくために、環境保全事業に対する、国や県の補助事業の有効的な活用や新たな財源の検討等財源確保に努めます。その際、計画の進捗状況・環境の状況等を勘案するとともに、施策が総合的かつ計画的に推進されるよう適切に対処します。

付属資料

<計画策定の経過>

年月日	内容
平成 29 年 9 月 27 日	第 1 回西之表市環境審議会 ・西之表市環境基本計画の改定について諮問
12 月 13 日	第 2 回西之表市環境審議会 ・西之表市環境基本計画（素案）について
平成 30 年 1 月 12 日 ～2 月 11 日	パブリックコメントの実施（30日間）
2 月 23 日	第 3 回西之表市環境審議会 ・西之表市環境基本計画（案）について
2 月 26 日	西之表市環境審議会から答申

<西之表市環境審議会委員名簿>

No	役職	氏名	所属等
1	会長	小倉 隆久	衛生自治会代表
2	副会長	塩崎 義政	区長会代表
3	委員	福井 清信	商工会代表
4	委員	檜木 彰史	校長会代表
5	委員	阿邊山 和浩	西之表保健所長

<事務局名簿>

No	職名	氏名
1	市民生活課長	吉田 孝一
2	市民生活課環境安全係長	深田 修史
3	市民生活課環境安全係主査	大河 舞子
4	市民生活課環境安全係主事補	梶原 将貴

<西之表市環境基本条例>

平成 15 年 12 月 19 日条例第 33 号

西之表市環境基本条例

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活を保つために必要な健全で恵み豊かな環境を維持し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、市、事業者及び市民が公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に取り組み、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。

3 地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に努めなければならない。

3 市は、環境の保全に関する教育及び情報の提供その他広報活動を通じて、市民の環境に対する意識の高揚に努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全について、自己の責任と負担において、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、自然環境及び生活環境への配慮その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、環境の保全に関する活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するものとする。

(市の施策)

第7条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系及び生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、河川、海岸等における多様な自然環境が適正に保全されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれ、ゆとりと潤いのある快適な環境が保全されること。

(4) 自然と調和した良好な都市景観及び居住環境が形成されること。

(5) 公害の防止、廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等環境への負荷の低減が図られること。

(6) 環境の保全に関する教育及び情報の提供その他広報活動の推進により、環境に対する意識の高揚が図られること。

(7) 地球環境の保全に適切な配慮がなされること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ西之表市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第9条 市は、環境の保全を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体と連携してその施策を推進するとともに、国及び他の地方公共団体に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(自発的活動の促進等)

第10条 市は、環境の保全に係る活動を自発的に行うものに対し、その活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(西之表市環境審議会)

第11条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、西之表市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画その他環境の保全に関する事項を審議する。

3 審議会は、環境の保全に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 地域住民の代表

(3) 関係行政機関の職員

6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

7 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規制の措置)

第12条 市は、自然環境の適正な保全その他の環境の保全を図るため、必要な規制の措置を講じなければならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。



西之表市環境基本計画
(2018年度～2027年度)

西之表市 市民生活課
〒891-3193 鹿児島県西之表市西之表 7612 番地
TEL 0997-22-1111 (代表)
FAX 0997-22-0295
